

第2章 都市づくりの現状と課題

2-1 上位・関連計画等の整理

（1）新見市総合振興計画後期実施計画（H22.12）

①道路網の充実

ア めざすべき方針

本市は、広大な面積を有し、起伏に富んでいるうえに冬季には積雪があることから、市内や他地域との円滑な移動の確保を図るための道路網の整備・強化が求められています。

このため、高速道路の有効活用と国道、県道、市道の改良促進並びに市民協働による道路の維持管理を目指します。

国・県道の改良については、広域交流の促進と地域振興、経済活動の活性化のため、関係機関と連携し、改良整備を目指します。

市道は、交通に支障がある箇所の解消に努め、安全かつ快適な生活環境の基盤としての整備を目指します。

また、人にやさしく、安全で安心なまちづくりの観点から、ユニバーサルデザイン化に配慮し、救急車両等の通行確保など、市民が暮らしやすい道路網の充実を目指します。

イ 重点事業

●市道改良の実施

過疎化対策として産業や商業の振興及び集落の生活環境を向上させるため、各種サービスを支障なく提供できるように、集落間及び集落と公共施設等を結ぶ道路について整備します。

●県道改良の実施

市町合併後的一体感を醸成するため、市に管理権限が移譲された県道について、市道と併せて計画的に整備します。

②公共交通網の充実

ア 方針

本市の鉄道網は、JR伯備線、芸備線、姫新線で構成され、新見駅は各路線の結節点となっています。また、中国自動車道では、新見、大佐、神郷、哲西支局管内にバス停を有する高速バスが運行されています。

鉄道や路線バスなどの公共交通機関の確保は、人口の減少、自動車の普及などにより、一層厳しさを増す状況にあります。さらに、広範囲に点在している公共交通機関の利用が望めない交通不便地域においては、高齢化などによる交通弱者の増加に伴い、何らかの移動手段の確保が求められています。

こうした移動手段を確保するため、現在のバスを必要に応じて更新、小型化し、交通不便地域の解消や効率的な運行に努め、きめ細やかな交通体系の充実を図ります。

イ 重点事業

●公共交通対策の実施

バス路線維持費補助金の増加や交通不便地域解消等の課題解決に向け、市内を運行している市営バス、市街地循環バス、民間バス、ふれあい送迎事業等市民の生活交通手段について総合的に検討を行い、利便性の向上や効率的な運行が図られるように見直しを実施します。

また、国、県の補助要項改正により、広域的な路線以外は運行自治体の補助とする明確な役割分担が設けられ、市や事業者の負担が増加してきていますが、市民路線バスは、地域公共交通として主に市内の主要幹線を運行しており、通学、通院、買い物等の市民生活に欠かすことのできない役割を担っていることから、路線・系統の効率化により運行維持を図ります。

●市営バスの更新

市内公共交通の総合的な見直しに基づいて、きめ細かい交通サービスを実現するため、車両の新規導入や老朽化した市営バス車両の適時更新、必要に応じた車両の小型化を行い、市民の生活交通確保と安全で安心な輸送の実現を図ります。

③水道・下水道等の充実

ア 方針

水道は、新見の市街地は上水道、その他の地域は簡易水道などにより整備が進んでいますが、未普及地域も存在しています。また、簡易水道は、高齢化などに伴い管理が困難となっている地域や敷設後、長期間が経過し施設の改修が必要となる地域も見られます。このため、上水道、簡易水道などの整備や施設の適正な管理により、安全で安定した水道水の供給を図り、都市的で衛生的な生活環境の形成を目指します。

また、下水道は、河川等公共用水域の水質保全、生活環境の改善や都市機能の確保を図るため、人口や世帯が集積している市街地などでは公共下水道による整備、中山間の集落では農業集落排水などによる整備、その他の地域では合併処理浄化槽の普及を進め、自然環境と調和した都市的生活環境の形成を目指します。

イ 重点事業

●浄水施設の整備

市内の簡易水道のうち、馬塚浄水場で遠方監視ができない浄水施設等について、監視設備を整備するとともに、浄水施設についても改良整備を行い、安全で安定した水道水の供給を図ります。

●公共下水道の整備

生活環境の改善を図り、都市の健全な発展と公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全を図ることを目的に計画的に整備します。

④消防・防災対策などの充実

ア 方針

常備消防は、本署1か所、分署4か所の体制を維持するとともに、地震等の大規模災害や国民保護など広域的な活動に対応するため、安定した通信環境の整備を推進します。また、ドクターへリの夜間運行による24時間広域搬送体制の確立に取り組み、救命率の向上を図るとともに、住宅用火災報知器の設置等予防消防活動を強化するなど地域の実状に合った消防・防災・救急体制の確立に引き続き取り組みます。

非常備消防は、1消防団9分団とし、消防・防災活動全般にあたります。消防団員は世代交代が進み、特に女性消防団員の入団は市民の期待も大きいことから、団員の確保と機械器具等資材の充実を図り、市民から敬愛され、若者にも魅力ある消防団づくりに努めます。

また、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、有事の際の国民保護計画に基づく迅速な対応をはじめ、国の基準だけを目標としない地域の実状に即した消防・防災訓練などの実施、自主防災組織の育成・充実に努めます。

防災・交通安全に関する対策についても、関係機関等と連携しながら、市民の防犯・自己管理意識の高揚を目的とした普及・啓発活動や町内会・地域ボランティア等の自主的な取組の促進・支援、市民あげての自主防犯体制の確立などによる防犯対策の実施に加え、犯罪防止に配慮した環境設計に取り組むほか、交通安全教育指針に基づいた安全教育や高齢者等に配慮した交通安全施設の整備に努めます。

イ 重点事業

●防火水槽の設置

水利不足が解消されていない地域に隨時設置し、消防機関が消火活動を行うための水利を確保することで、火災による被害軽減を図り、市民の安全・安心を確保します。

●防災公園の整備

ヘリポート、備蓄倉庫等を備えた防災公園を災害時等の地域防災活動拠点・一次避難地として有事の際に対応することにより、市民の安全・安心の確保に努めます。

また、平常時に利用できる施設として陸上競技場・サッカー場、テニスコートをあわせて整備することにより、市民スポーツの振興、競技力向上、健康増進を図り、スポーツを通じた交流人口の増加を目指します。

●地域防災計画の改定

防災・危機管理体制の充実、防災意識の高揚、地域防災力の向上など、防災体制の一層の強化を図るため、現行の地域防災計画を改定します。

●耐震改修の促進

建築物の耐震診断・耐震改修を促進することにより、地震による人的及び経済的被害の軽減を図ります。

⑤その他生活基盤（河川、公園、町並み、住宅・宅地）の充実

ア 方針

本市は、自然環境に恵まれた高梁川と支流の流域を基盤に生活が営まれています。また、各地域には伝統的な木造民家や町並みなども見られますが、近年では建て替えなどにより、面影が失われつつあります。

豊かな自然や歴史などに身近にふれあうことができ、高齢社会においても快適に暮らせるよう、歴史的な町並みや自然の豊かさの保全・活用、ユニバーサルデザインへの対応といった観点から河川や公園、住宅、市街地などの整備を推進し、快適で個性あるまちの形成を目指します。

イ 重点事業

●都市公園安全・安心対策の実施

標準使用期間（15年）を超える修繕の必要がある遊具等（柵、建築物、設備などを含む）や有資格者による目視、触診、聴診、打診及び専門機器を使った調査等により危険とされた遊具等について、撤去若しくは取替を実施し、バリアフリー化についても全ての都市公園の園路、便所及び駐車場について関係法令の基準を満たすように整備を実施したので、引き続き、安全・安心な都市公園の適切な維持管理に努めます。

●市営住宅の改善

安全・安心で快適に暮らせる住まいづくりを推進するために、市営住宅の下水道接続などの改善事業等を実施します。

⑥生活・自然環境保全対策の充実

ア 方針

近年、地球温暖化などによる環境問題が発生しています。地球環境や地域の良好な環境の保全を図るため、資源の有効活用やエネルギーの効率的利用など、国際的な視点と生活に身近な支点を両立させながら持続可能な循環型社会へと転換することが求められています。

本市では、市民、事業者、行政それぞれが主体となり、きれいな空気や水、美しい景観など豊かな環境を保全して次世代に継承するため、源流地域や森林・中山間地域の環境と共生できるライフスタイルの普及、資源循環を基調としたまちの形成を目指します。

また、従来からの「新エネルギービジョン」に基づき、低炭素社会形成に努めます。

イ 重点事業

●住宅用太陽光発電システム・住宅用太陽熱温水器の設置補助

太陽光発電システムや太陽熱温水器など、クリーンエネルギーの普及促進を積極的に支援することで、地球温暖化対策の必要が求められる状況の中、地球規模での環境保全やエネルギーの安定供給の確保を図り、もって自然豊かな環境にやさしいまちづくりを推進します。

⑦ごみ・し尿処理対策の充実

ア 方針

ごみの一人あたりの年間排出量は、ごみ袋の有料化や環境教育の推進、ごみ減量化に関する普及啓発等により、近年減少傾向にあります。循環型社会の形成に向け、今後もごみの分別の徹底、資源化促進などに関する啓発活動や不法投棄対策の強化などを行い、環境負荷の低減、資源の有効活用などに積極的に取り組むまちづくりを目指します。

し尿処理は、下水道事業等の整備、合併浄化槽の普及などとも整合を図りながら適正な処理を進め、衛生的な生活環境を目指します。

イ 重点事業

●し尿処理施設の整備

老朽化が激しい現在の施設を更新し、新たに汚泥再生処理センターとして整備することで、廃棄物の適正な收拾、運搬、再生等の処理を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、明るく住みよい環境づくりを行います。

●ごみ焼却施設の改良

老朽化が著しいプラントの大規模修繕を行うことで、安定したごみ処理体制を維持するとともに、効率的にごみ処理を行い、温室効果ガスの削減や循環型社会の形成を目指します。

⑧工業の振興

ア 方針

工業は、商工会議所など関係機関と連携し、石灰業、木材加工業、弱電機器製造業、プラスチック、金属加工業など主要な企業の経営安定化とともに、さらなる地域経済の発展、雇用機会の拡大を図るため新規企業の誘致を目指します。

また、活力ある企業活動や円滑な企業誘致を行ううえで必要な産業活動基盤の整備・充実を図るとともに、情報・通信基盤、農畜産物、自然環境といった地域資源を生かしたベンチャー企業の育成や既存企業が新事業分野へ進出する場合に支援を行うことにより、地域に根ざした特色ある工業の育成を目指します。

イ 重点事業

●新分野への進出支援

景気の悪化や公共事業の減少といった社会構造の変化により、市内中心企業の業績悪化が懸念される状況にあり、雇用環境の悪化や地域経済の停滞といった影響が心配されるところから、市内事業者の新たな事業分野への進出を支援することにより、経営環境の向上と雇用の維持、地域経済の活性化を進めます。

●企業誘致の推進

新たな企業誘致を進めることにより、若年者の市外流出に歯止めをかけることができるとともに、U・Iターンによる人口増加も期待できることから、地域経済の活性化及び雇用の場の確保に向け、体制整備や各種支援により今後も引き続き企業誘致を進めます。

⑨商業の振興

ア 方針

商業は、少子高齢化社会、車社会の進行や消費者ニーズの多様化などに対応するため、商工会議所など関係機関と連携し、公共交通機関の充実、駐車場の整備、IT活用による情報提供、販売などにより、既存商店・商店街の利便性向上を図るとともに、観光振興対策の活用も踏まえながら、定住人口の減少防止と交流人口の増加を図り、にぎわいのある商店・商店街の形成を目指します。

イ 重点事業

●空店舗の活用促進

消費の低迷や市外流出、また、大型店舗の進出などの影響により、既存の商店街では買い物客が減少しつつあり、さらには後継者不足なども重なったことで、廃業する者が増加しており、商店街には空店舗が目立つ状況となっていることから、空店舗の活用に向けた事業の実施や商店街でのイベント等の開催などにより、今後も商店街の活性化を図ります。

⑩観光の振興

ア 方針

ゆとりや癒し、安らぎといった観光客の多様な志向に対応するため、豊かな自然や温泉、アウトドア・農業体験施設など魅力ある観光資源のネットワークによる年間を通じた多様な体験・滞在型広域観光ルートの設定、効果的な観光キャンペーンの展開やマスコミ・ITを活用した観光情報の発信を行うとともに、温かいおもてなし意識の醸成など受け入れ体制の整備を行うことにより、観光客の誘致とリピーターの確保による交流人口の増加を図り、地域の活性化と雇用機会の創出が可能となる観光産業への発展を目指します。

イ 重点事業

●観光ボランティアガイドの育成

観光客に的確なガイドを提供することにより、次の観光客誘致へと繋げるために観光ボランティアガイドの育成に努めることで、観光地の魅力向上と市民あげての温かいおもてなし推進を図ります。

●新見市観光協会の活動支援

観光と物産を一体的に推進するため、新見市観光協会の組織強化を図り、本市の観光施設や特産品、イベントなどを総合的にPRすることにより観光客の更なる誘致を図ります。

⑪雇用の振興

ア 方針

地域資源やITを生かし、地域の活性化と雇用機会の創出を図ります。

また、企業誘致による雇用確保を進めるとともに、既存企業の新たな事業展開を促進することによる雇用の創出を目指します。

イ 重点事業

●地域産業の活性化による雇用創出

地場産業に対する細やかな支援を行い、商工業の活性化を進め、新規雇用の創出を図ります。

●企業誘致による雇用創出

新たな企業の誘致を引き続き進めることにより、新規雇用の創出を図ります。

(2) 新見市住宅基本計画 (H19.3)

1) 住宅政策の課題

① 住宅施策全般の課題

ア 定住の促進

本市は、各地域とも人口減少傾向が続き、定住の促進が大きな課題となっており、若者、子育て世帯のニーズに対応した住宅の供給、快適で利便性の高い住環境の形成等により、定住の促進を図る必要があります。

イ 持ち家の質の維持、向上

本市は、一戸建、持ち家の割合が高く、住宅の規模も比較的広い状況にあります。また、居住水準も誘導居住水準以上が 60.0%を占めるなど比較的高い状況にあり、こうした水準を維持する必要があります。

一方、市民の住宅の各要素に対する評価は、「高齢者等への配慮」、「省エネルギー対応」、「地震、台風時の住宅の安全性」、「住宅の防犯性」、「住宅の断熱性や気密性」等に対する不満が強くなっています。住宅の適切なリフォーム、良質な住宅に関する知識の普及等により、持ち家の質の向上を図る必要があります。

ウ 借家の居住水準の向上

借家については、持ち家に比べて住宅の規模が小さく、居住水準についても、最低居住水準未満の世帯の割合が公的借家 30.8%、民営借家 7.7%を占めるなど低い状況にあります。

このため、良質な民間賃貸住宅の供給の促進、市営住宅の供給等により、居住水準の向上を図る必要があります。

エ 住宅の安全性、快適性の向上

本市の住宅ストックは、新耐震基準適用(昭和 56 年)以前に建築された住宅の割合が 6 割以上と高く、住宅の耐震性に対する不安も強くなっています。住宅の耐震診断、耐震改修の促進、安全対策に関する知識の普及等により、地震時における住宅の安全性の向上を図る必要があります。

また、住宅の快適性の要素としてトイレの水洗化の状況をみると、本市は、岡山県や全国に比べて水洗化率が低いものの、水洗化の意向がある人は 5 割近くを占めており、水洗化の促進等により住宅の快適性を高める必要があります。

オ 高齢化に対応した住まいづくり

高齢者等のための設備がある住宅の割合(新見地域)は、持ち家約 6 割、借家約 2 割となっていますが、持ち家では車いすで通行可能な廊下等の幅の確保、段差のない屋内、玄関までのアプローチのバリアフリー化など、借家においては設備全般において、それぞれ水準が低い状況です。

また、高齢者等の居住している世帯のうち「高齢者等が住むうえで困っていることがある」と答えた世帯が約 5 割、そのうち改修意向のある人は約 4 割を占めている状況です。

このため、既存住宅の高齢者等のための改善、高齢者等の居住に配慮した住宅建設の誘導など、高齢化に対応した住まいづくりを進める必要があります。

力 子育て世代の居住の支援

本市においては、定住の促進が大きな課題となっていますが、子育て世帯にあたる若・中年の世帯、世帯人数4人以上の世帯などでは居住水準が低くなっています、子育て世帯のニーズに対応した賃貸住宅、持ち家供給等により、居住水準の向上を図るとともに、定住の促進に資する必要があります。

キ 良好な住環境の形成

市民の住環境に対する評価は、「火災、地震に対する安全性」、「遊び場、公園などの利用」、「日常の買い物、通院などの利便性」等に対する不満が強く、今後重点をおくべきまちづくり施策については、「高齢者等が利用しやすい公共施設の整備」、「生活道路の整備」、「災害対策、建物の耐震化、不燃化促進」などに対する意向が強くなっています。

これらの意識、意向を踏まえて、建物の耐震化、不燃化の促進、他施策と連携した災害からの安全性の確保、生活道路、公園等の整備、公共公益施設の整備などに取り組む必要があります。

②市営住宅に係る課題

ア 老朽な市営住宅の整備

耐用年限の1/2を経過して建替え等の時期を迎えている住宅が約2/3を占めるなど住宅の老朽化が進行しており、これらの住宅の整備等を計画的に進める必要があります。

イ 設備の改善

設備の整備率は、給湯設備(浴室、洗面所、台所の3箇所給湯)で約15%と低く、電気容量(分電盤口数5口以上)で約23%、浴室換気扇、トイレの水洗化などについても5~7割程度にとどまっており、これらの設備の改善の必要があります。

ウ 高齢者への対応

市営住宅においては、高齢者世帯の割合が高く、今後も高まるものと見込まれますが、段差の解消、手すりの設置など高齢者等の居住に配慮した整備は遅れています。

このため、市営住宅のバリアフリー化、在宅生活の支援などにより、高齢者等が安全にかつ安心して暮らせるよう住宅対策を進める必要があります。

エ 子育て世帯への対応

市営住宅においては、若年世帯、子育て世帯が多く居住しており、これらの世帯のニーズに配慮し、子育て世帯の居住の支援と定住の促進を図る必要があります。

オ 地域ニーズに対応した活用

新見地域では高齢者世帯が多く、その他の地域では若い世帯が多いこと、また、大佐、神郷、哲西地域では応募倍率が低いことなど地域により異なっており、これらの地域的なニーズに配慮しながら市営住宅の活用を図る必要があります。

カ 管理の効率化

本市の市営住宅は、管理戸数9戸以下の小規模な団地が22団地(全体の64.7%)と多く、管理の非効率性、団地における良好な住環境やコミュニティの形成が困難なことなどの問題を抱えています。

このため、小規模で老朽化した団地の統廃合を進めるなど、管理の効率化について検討する必要があります。

2) 住宅施策の目標と方針に対する対応

①安全・安心で快適な住宅ストックの形成

ア 質の高い住宅の普及

バリアフリー住宅、省資源・省エネルギー住宅、耐久性・耐震性、防犯性の高い住宅、健康、ユニバーサルデザイン（誰にでも使いやすい設計）、高度情報化などに配慮した住宅など、質の高い住宅の普及を図る必要があります。

このため、市民に対し、質の高い住宅に関する知識の普及を図るとともに、住宅設計者、工務店等に対し、質の高い住宅の普及・啓発、「リフォーム支援ネット」への登録等を促進する必要があります。

また、これらの住宅の普及を図るため、独立行政法人住宅金融支援機構の融資制度等の活用促進も考える必要があります。

イ 住宅の安全性の向上

大規模な地震の危険性に備え、市民の安全・安心を確保するため、耐震診断・耐震改修を促進するとともに、地震に関する知識や建築物の耐震改修工法などの情報を提供し、耐震化の重要性に関する知識の普及を図る必要があります。

また、住宅に使用される建材等から室内に発散するホルムアルデヒド等の化学物質によるシックハウスやアスベストの飛散による健康被害を防ぐため、岡山県アスベスト対策協議会等と連携しながら、市民、住宅関連事業者等への情報提供を行うとともに、建築基準法等の適切な運用によるシックハウス対策、アスベスト対策を実施する必要があります。

さらに、「岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」に基づく住宅等の防犯指針等に基づいて、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及、空き家の防犯対策などの促進も望まれています。

ウ 環境と調和した住宅の普及

地球環境問題に対応して環境負荷の低減に配慮した住まいづくりを進めるため、住宅の省エネルギー化を促進する必要があります。

また・住宅・建築資材のリサイクルに関する普及、啓発を図るとともに、県産材を使用した木造住宅の普及・優良田園住宅制度の活用による田園環境と調和した住宅地の供給等を促進する必要があります。

エ 適切なリフォームの促進

住宅ストックが長期にわたって有効に活用されるよう、適切なリフォームを促進するため、市民住宅関連事業者等に対し、リフォームに関する知識を普及する必要があります。

また、市民が安心してリフォームを実施できるよう、県、住宅関係団体との連携を図りながら、情報提供、相談体制の充実も図る必要があります。

さらに、(独)住宅金融支援機構によるリフォーム融資制度(耐震改修工事、バリアフリー工事)の活用等により、適切なリフォームの促進も必要とされています。

才 良質な民間賃貸住宅ストックの形成

子育て世帯、高齢者・障害者世帯、転勤者など多様な世帯のニーズに対応した適切な規模、住宅性能を備えた良質な民間賃貸住宅ストックの形成を誘導するため、公的支援制度の活用を促進する必要があります。

力 住宅の適切な流通の促進

市民が安心して住宅を取得、維持・管理などができるよう、県、関係機関等と連携して、住宅性能表示制度等の普及、情報提供、相談体制の充実等を図る必要があります。

②安全で快適な居住環境の形成

ア 良好な居住環境の形成

市街地、集落地については、生活基盤施設の整備、合併浄化槽の設置、市街地のユニバーサルデザイン化の推進等により、良好な居住環境の形成を図る必要があります。

イ 住宅地の防災上の向上

大規模な火災や自然災害に対する市街地の安全性を高めるため、洪水、土砂災害、地震等の災害に強いまちづくりを進めるとともに、危機管理体制の充実、強化を図る必要があります。

また、大規模地震等の発生に備えて、市民が正しい防災知識を身につけ、事前の準備を行うための積極的な普及啓発を進めるとともに、地域住民等と連携して、地域防災力の強化を図る必要があります。

ウ 住宅地の防犯性の向上

「岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」に基づき、犯罪の防止に配慮した道路、公園等の公共施設の整備を進める必要があります。

また、子どもなどの安全の確保や地域防犯力の向上など、地域住民等による防犯活動を支援することも重要です。

エ 良好な住宅地景観の形成

御殿町などの歴史的町並みの継承・市街地における良好な町並みの形成、自然環境や田園環境と調和した良好な集落景観の維持、形成など、地域住民との協働により、良好な住宅地景観の形成を図る必要があります。

③高齢者・障害者等が安心して暮らせる住まいづくり

ア 高齢者・障害者等が安心して暮らせる住宅ストックの形成

バリアフリー住宅など高齢者・障害者等が暮らしやすい住宅に関する知識の普及を図るとともに、公的支援制度を活用して、高齢者・障害者等が暮らしやすい住宅ストックの形成を図る必要があります。

また、高齢者・障害者等の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の普及、住宅に困窮する高齢者・障害者等への市営住宅の供給等により、高齢者・障害者等の賃貸住宅居住を支援する必要があります。

イ 関連施策と連携した高齢者・障害者等の住まいづくり

高齢者・障害者等が住み慣れた家庭や地域で、安全にかつ安心して自立した生活ができるよう、福祉施策と連携して、在宅生活を支援する必要があります。

また、まちづくり施策と連携し、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)、岡山県福祉のまちづくり条例等に基づいて、道路、公園等の公共施設、公共建築物等におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進する必要があります。

④子育てしやすい住まいづくり

ア 子育てしやすい住宅ストックの形成

子育て世帯の持ち家取得の支援、同世帯のニーズに対応した適正な規模、家賃の良質な民間賃貸住宅の供給の促進と入居の支援、住宅に困窮する子育て世帯への市営住宅の供給などにより、子育てしやすい住宅ストックの形成を図る必要があります。

イ 関連施策と連携した子育てしやすい住まいづくり

子育て支援施策等と連携して、保育施設等の子育て支援施設の整備、子育て世帯と地域住民等との交流の促進などにより子育てを支援する必要があります。

また、公園、通学路の歩行者空間等の整備、「岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」に基づく住宅、公共施設の防犯性の向上、まちのユニバーサルデザイン化の推進など、子育てしやすい居住環境の整備を推進する必要があります。

⑤定住に資する住まいづくり

ア 定住に資する住宅・宅地の供給等

若者、子育て世帯、UJITURN者などの定住を促進するため、田園環境を生かしたゆとりのある宅地の供給を促進するとともに、持ち家の取得、増改築、民間賃貸住宅の供給、居住等を支援する必要があります。

また、民間賃貸住宅の供給が見込まれない地域において、市営住宅の供給、既存市営住宅の活用を図る必要があります。

イ 空き家の活用

空き家の活用により、子育て世帯、UJITURN者などの定住を促進するため、空き家情報の収集、提供体制を整備するとともに、空き家の活用に関する相談体制の充実を図る必要があります。

⑥市民、事業者等との協働による住まいづくり

ア 地域コミュニティの育成と活動の支援

市民、地域住民団体等の主体的な住まいづくり、まちづくりの取り組みを促進するため、その母体となる地域コミュニティの育成を図るとともに、活動の支援を行う必要があります。

イ 市民等との協働

市民団体、NPO等と連携して、高齢者、障害者、子育て世帯などの居住を支援する。

また、地域住民団体等によるまちづくり活動と連携して、安全・安心の住まいづくり、景観に配慮した住まいづくりなどを推進する必要があります。

ウ 住宅関連事業者との協働

住宅設計者、工務店、宅地建物取引事業者等の住宅関連事業者と連携して、住まいづくり、住宅市場等に関する情報提供・相談体制の充実を図る必要があります。

また、気候・風土に合った住まいづくりなど住宅生産技術の向上、景観に配慮した住宅の普及など、快適な住まいづくりを進める必要があります。

⑦安心して暮らせる住宅セーフティネットの構築

ア 良質な市営住宅ストックの形成

住宅に困窮する低額所得者、高齢者・障害者等、子育て世帯などの多様な世帯が安全にかつ安心して暮らせるよう、良質な市営住宅ストックを形成しなければなりません。

このため、老朽、狭小な市営住宅の計画的な建替えにより高齢者・障害者等や子育て世帯に暮らしやすい良質な市営住宅を供給するとともに、既存市営住宅の高齢者・障害者向け改善、計画的な修繕等を進める必要があります。

また、公営住宅階層以外の高齢者・障害者等、子育て世帯、UJITURN世帯などが安全かつ安心して暮らせるよう、公営住宅を補完する市営住宅を供給する必要があります。

イ 公平で効果的な市営住宅の管理・活用

市営住宅を効率的かつ公正・公平に活用するため・応募倍率の低い団地の有効活用・小規模・分散立地した団地の統廃合、管理の適正化等を進めなければなりません。

また、市営住宅を真に住宅に困窮する世帯に適切に供給する観点から、入居希望世帯の収入、家賃負担の状況、居住水準など住宅困窮度に的確に対応するとともに、高齢者・障害者等や子育て世帯の居住の安定など住宅困窮の内容に応じた適切な入居措置を講じる必要があります。

2-2 街路交通アンケート調査結果のまとめ

(1) 調査の概要

①調査の目的

新見市街路交通調査に係る街路交通アンケート調査は、市民生活において、街路交通という側面から各都市施設・道路の利用状況を把握するとともに、まちづくり全般に対する評価、課題、今後の保全、整備、開発についての意向を把握することを目的として実施しました。

②調査の方法

ア 調査対象

- 平成21年10月1日現在、新見市に居住する満20歳以上の男女2,000人（外国人を除く）を対象としました。対象者は、住民基本台帳から地区別・年齢階層別に無作為抽出しました。

イ 調査方法

- 郵送配布、回収方式

ウ 調査期間

- 平成21年11月2日（月）～平成21年11月16日（月）

③回収結果

分類	配布数	回収数	回収率
旧新見市	1,272通	619通	48.7%
旧大佐町	211通	82通	38.9%
旧神郷町	134通	63通	47.0%
旧哲多町	215通	118通	54.9%
旧哲西町	168通	87通	51.8%
市全体	2,000通	1,012通	50.6%

※市全体の回収数には住所不明43通を含む

④回答者の属性

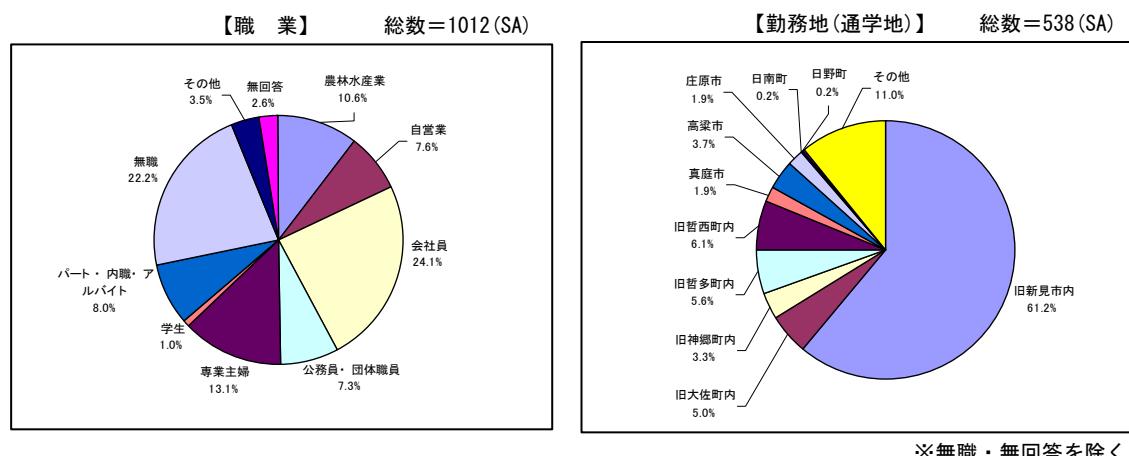
ア 性別・年齢

回答者の男女構成比に差はなく、各世代とも約1~2割の構成比を確保しており、幅広い世代からの回答を得られました。

イ 職業・勤務地（通学地）

職業は会社員(24.1%)、無職(22.2%)などの割合が高い状況でした。

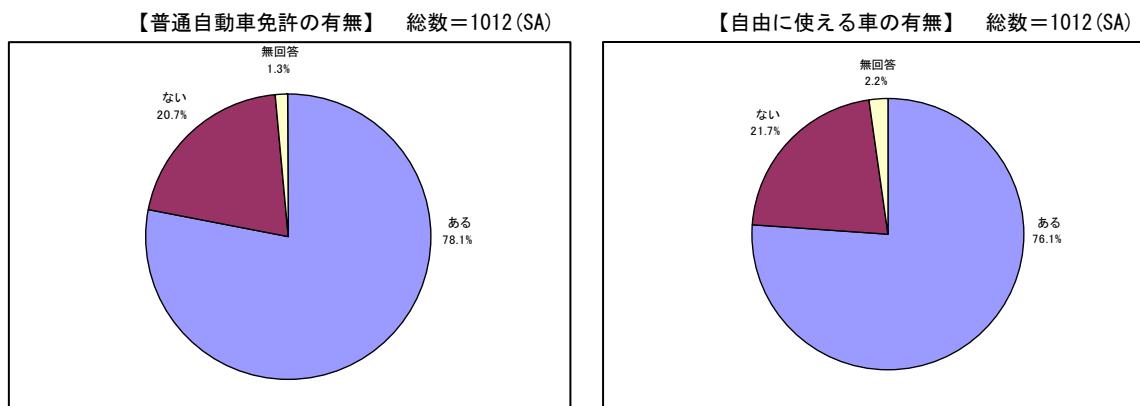
勤務地（通学地）は新見市内が約8割を占め、なかでも旧新見市内が61.2%と高い状況でした。市域外では、高梁市(3.7%)の割合が最も高くなりました。



※無職・無回答を除く

ウ 運転免許及び自家用車の保有状況

運転免許、及び自由に使える車は、ともに約8割が「ある」としています。



(2) 集計・分析 [代表事例: 詳細結果は、第5章 卷末資料に添付]

①生活環境評価

ア 現状の満足度

◆上下水道整備や情報通信基盤の整備は高い評価

生活環境に関わる現状の満足度をみると、上水道、下水道、情報通信基盤の評価が特に高く、その他では、ゴミ処理対策やリサイクル活動、防災、消防活動、市政の広報誌等を活用した情報提供などがプラス評価となっていました。

◆工業振興や企業誘致、医療施設、公共交通や買物の利便性は低い評価

一方で、工業振興、企業誘致、農林業の生産基盤の整備、後継者育成などの評価が低く、病院や診療所などの医療施設、商業の振興(商店街活性化)や買物の利便性、鉄道やバスなどの利便性など、日常生活と密接に関わりのある通院や買物、公共交通の利便性で満足度が低い状況であることが分かりました。

イ 今後の重要度

◆医療・福祉サービス、工業振興や企業誘致が特に求められている

生活環境に関わる今後の重要度をみると、病院や診療所などの医療施設の充実、高齢者や障害者などの福祉施設の整備や福祉サービスの充実など、医療・福祉サービスの充実が特に求められていることがわかりました。

その他で評価点が高かったのは、工業振興、商業振興、歩道のバリアフリー、防犯、交通安全などの取り組みであることがわかりました。

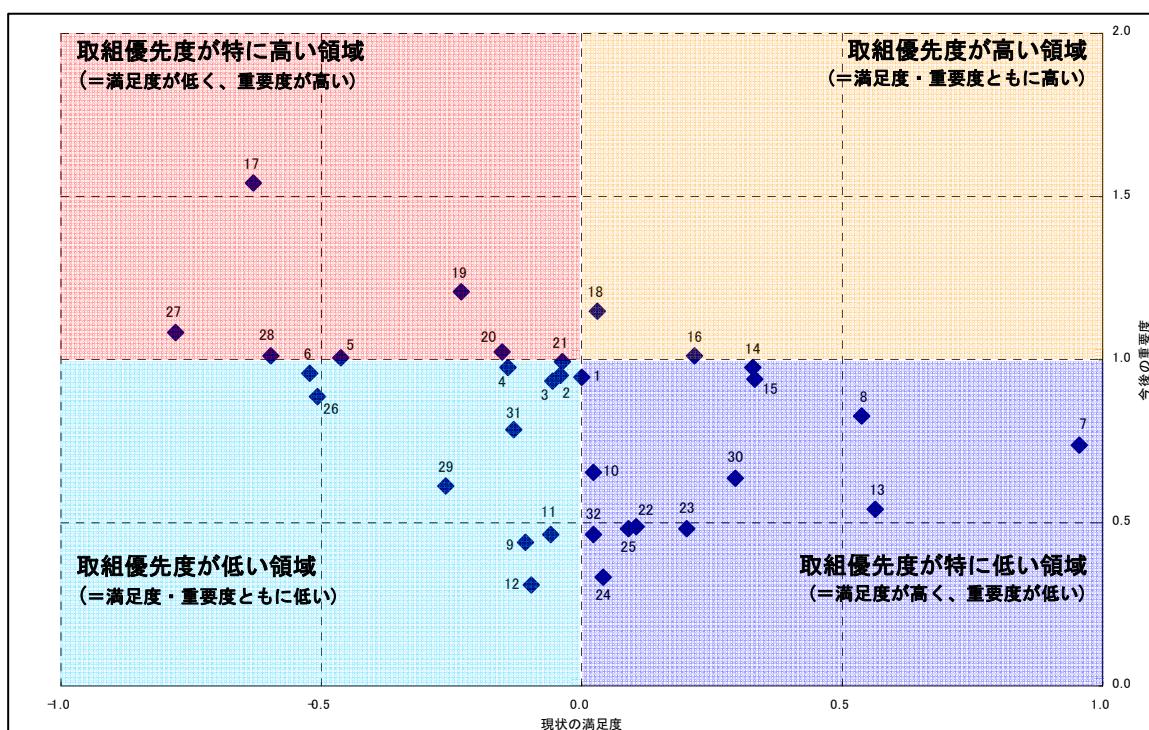
ウ 今後の取組の優先度

◆取組優先度が高いのは医療・福祉サービス、工業振興や企業誘致、買物利便性

生活環境に対する「現状の満足度」と「今後の重要度」から、今後の取組の優先度について分析した結果、医療施設の充実、福祉施設・サービスの充実などの医療・福祉サービス、工業の振興や企業誘致、商業の振興や買物の利便性などが優先度の高い取り組みとして挙げられます。

一方で、上水道整備、下水道整備、情報通信基盤の整備などの優先度が低くなっています。

【今後の取組の優先度】(市全体)



- | | |
|-----------------------------|-------------------------------------|
| 1: 日常の買物の便利さ | 17: 病院や診療所などの医療施設の充実 |
| 2: 通勤・通学の便利さ | 18: 保健サービスの充実(検診・予防接種・健康相談など) |
| 3: 国道や県道などの幹線道路の整備 | 19: 高齢者や障害者などの福祉施設の整備や福祉サービスの充実 |
| 4: 身近な生活道路の整備 | 20: 保育所などの子育てを支援する施設や体制の充実 |
| 5: 歩道やバリアフリー環境の整備 | 21: 幼稚園、小中高等学校的教育施設の整備や学校教育の充実 |
| 6: 鉄道やバスなどの利便性 | 22: 生涯学習施設(文化施設、図書館など)の整備と学習機会の充実 |
| 7: 上水道の整備 | 23: 身近なコミュニティ施設(集会所、コミュニティハウスなど)の整備 |
| 8: 下水道の整備 | 24: スポーツ施設(体育館、テニスコート、プールなど)の整備 |
| 9: 身近な公園や広場の整備 | 25: 地域の伝統や文化の継承と文化財の保全 |
| 10: 自然環境の維持・保全 | 26: 農林業の生産基盤の整備、後継者育成など |
| 11: 町並みの美しさなどの景観形成 | 27: 工業の振興や企業の誘致 |
| 12: 住宅団地や公営住宅の整備などの住宅対策 | 28: 商業の振興(商店街活性化)や買物の利便性 |
| 13: 情報通信基盤の整備・充実(インターネットなど) | 29: 観光資源の活用など観光の振興 |
| 14: ゴミ処理対策やリサイクル活動の取り組み | 30: 市政の広報誌等を活用した情報提供 |
| 15: 防災、消防活動などの取り組み | 31: 市政への住民参加や意見の反映 |
| 16: 防犯、交通安全などの取り組み | 32: 人権尊重・男女共同参画社会への取り組み |

2-3 現状の都市構造と特性の分析

都市計画基礎調査等の結果から、新見市の現状の都市構造と特性について以下に整理します。

(1) 人口

① 総人口の推移

新見市の総人口は、平成 22 年で 33,870 人であり、平成 2 年以降、減少を続けています。区域別にみると、都市計画区域内、都市計画区域外ともに人口減少を続けていますが、特に都市計画区域外での減少が著しくなっています。都市計画区域内の内訳を見ると、用途地域内では人口が減少している一方で、用途地域外では横ばいの傾向にあります。

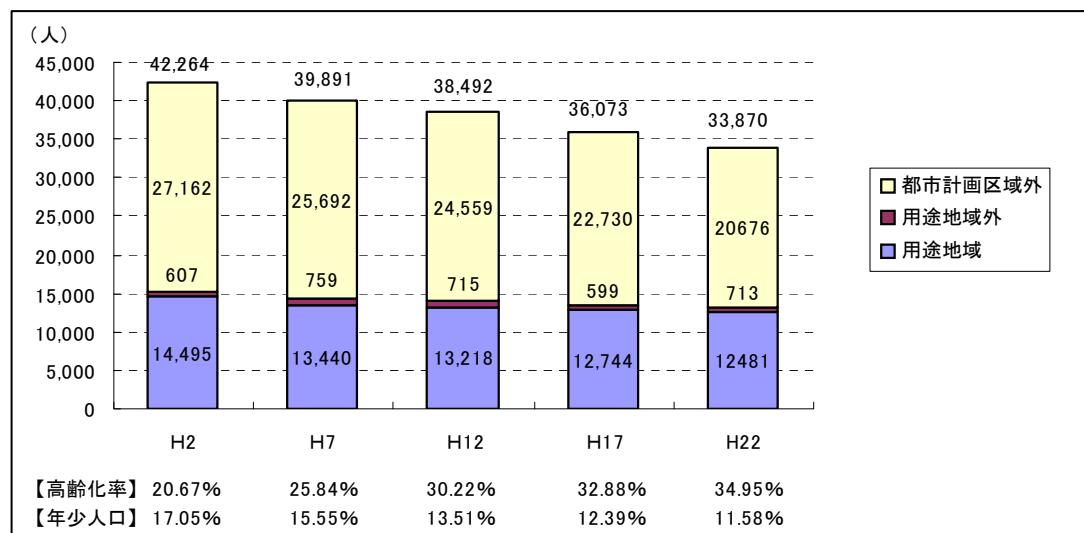


図 総人口の推移

資料：国勢調査

人口増減の内訳をみると、自然増減は行政区域、都市計画区域ともに減少の状態が続いています。社会増減は、行政区域全体では減少の状態が続いています。都市計画区域内では、平成 13~15 年に一時増加に転じましたが、平成 16 年以降は再び減少に転じています。

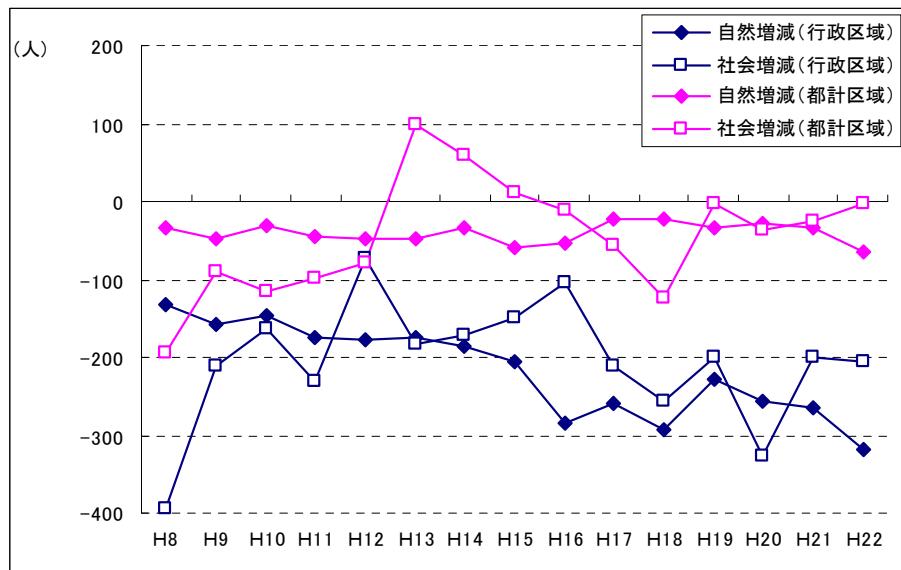


図 人口増減の内訳

資料：住民基本台帳

都市計画区域のうち、用途地域内の人団密度は、市街地の大部分のエリアで 40~60 人/ha となっています。人口密度が最も高いのは、市役所周辺地区の 150~200 人/ha であり、その他幹線道路沿道などでは 60~100 人/ha となっています。

一方で、人口密度が低いのは、上市・高尾・金谷・石蟹地区などで、20~40 人/ha となっています。

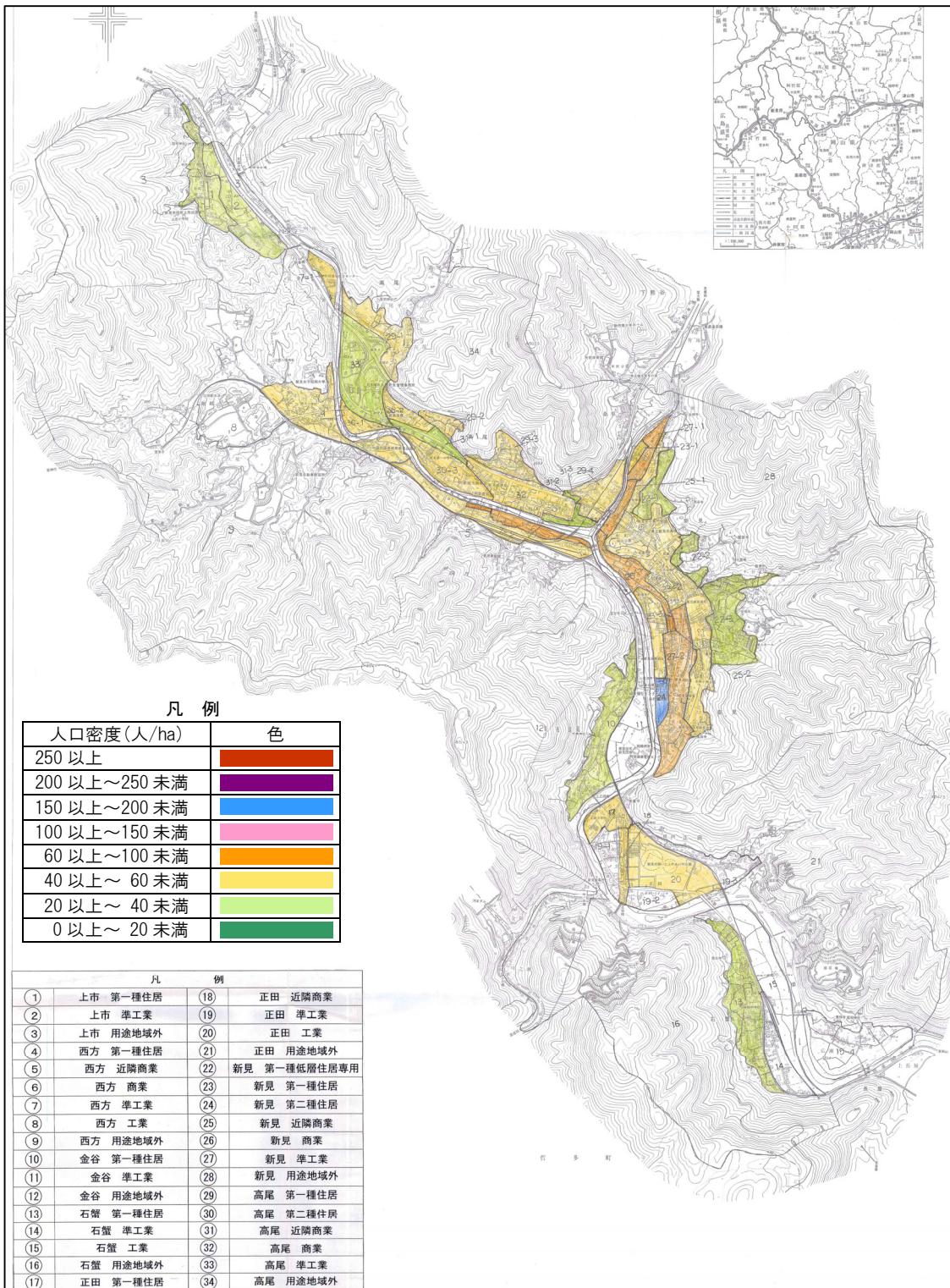


図 人口密度現況図（用途地域内） 資料：H20 都市計画基礎調査

②産業別人口の推移

新見市の産業別人口は、平成 22 年で 15,475 人であり、平成 2 年以降、減少を続けています。産業大分類別の人口構成比をみると、第 3 次産業は増加傾向、第 1 次・第 2 次産業は減少傾向にあり、特に第 2 次産業の減少は著しくなっています。

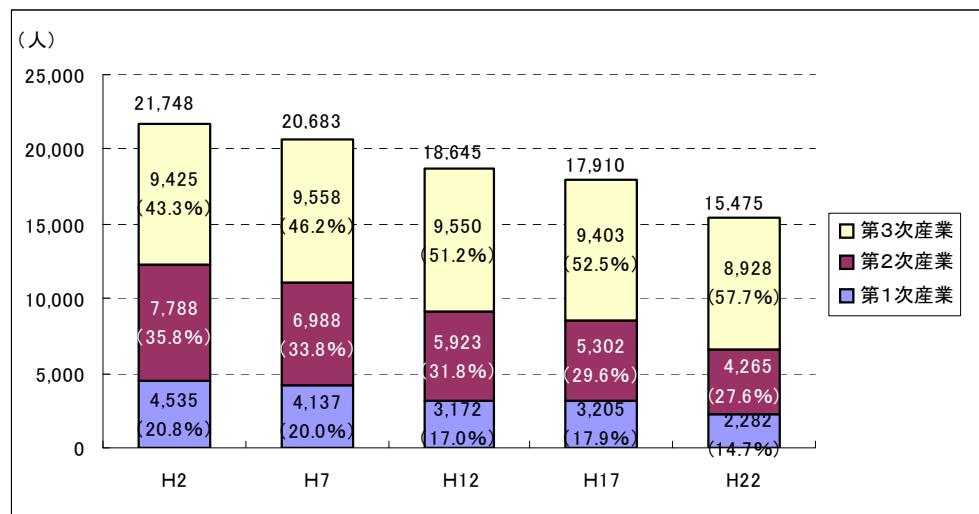


図 産業別人口の推移

資料：国勢調査

③流入・流出別人口

平成 22 年における新見市の流入・流出別人口を見ると、流出就業者数が 2,083 人で流入就業者数 1,142 人を上回っています。(従／常の就業者比率 95.1%)

平成 22 年の流入・流出先の上位をみると、いずれも高梁市との結びつきが最も強く、その他、流出先では庄原市、流入先では真庭市などが多い状況です。

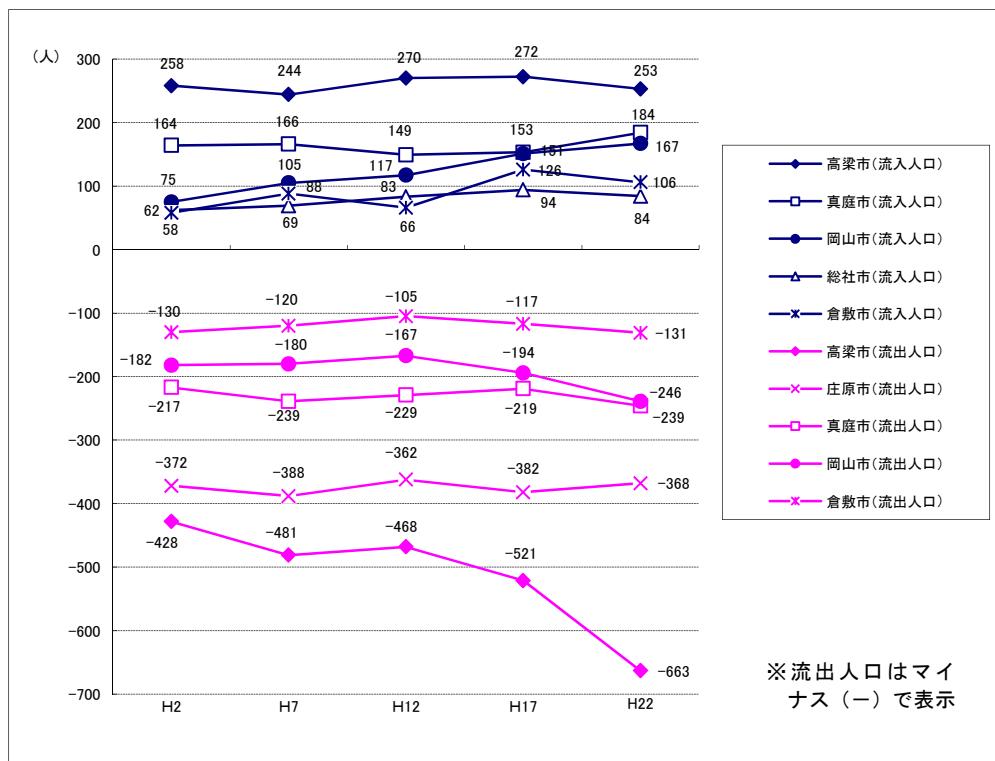


図 流入・流出別人口の推移

資料：国勢調査

(2) 土地利用

① 土地利用現況

用途地域内の土地利用状況をみると、水田の割合が42.5%と最も多く、市役所以南の金谷・石蟹・広瀬地区などでまとまった農地が広がっています。次いで多いのは住宅地(26.9%)で、幹線道路や河川を取り囲むように広範囲で形成されています。商業地は新見駅周辺を中心として国道180号沿線に形成され、工業地は新見IC周辺などにまとまって形成されていますが、土地利用全体に占める割合はいずれも低い状況です。

用途地域外では平坦地がほとんどなく、土地利用の大部分が山林であり、全面積の82.5%を占めています。

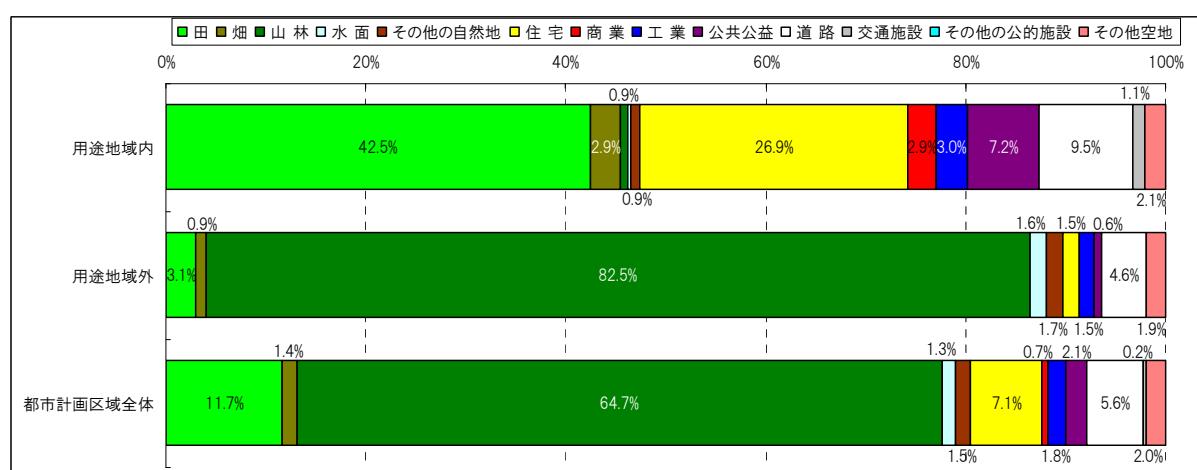


図 区域別土地利用別の面積構成比

資料: H20都市計画基礎調査

② 用途地域の指定状況

都市計画区域内のうち、平地部の大部分が用途地域に指定されています。住宅系用途地域は、新見高校周辺のまとまったエリアが指定されているほか、各小学校の周辺地区において指定されています。商業系用途地域は、新見駅周辺や商店街通り、一部の幹線道路沿線などに限定して指定され、その他、幹線道路沿線の大部分が準工業地域に指定されています。工業地域は、新見インター西側の堀越地区、及び美郷大橋周辺エリアが指定されています。

用途指定状況と実際の土地利用現況を比較してみると、新見インター近辺の国道沿道では、商業系の土地利用が進展してきており、用途指定状況(準工業または第二種住居)と乖離が見られます。また、美郷大橋周辺エリアの工業地域では、工業地形成が進んでおらず、田畠が多く残っているほか、商業系土地利用の進展が見受けられるなど、用途指定状況と現況土地利用の間に大きな乖離が見られます。さらに、新見インターの西部では、用途地域外のエリアにおいて、工業地開発が見受けられます。

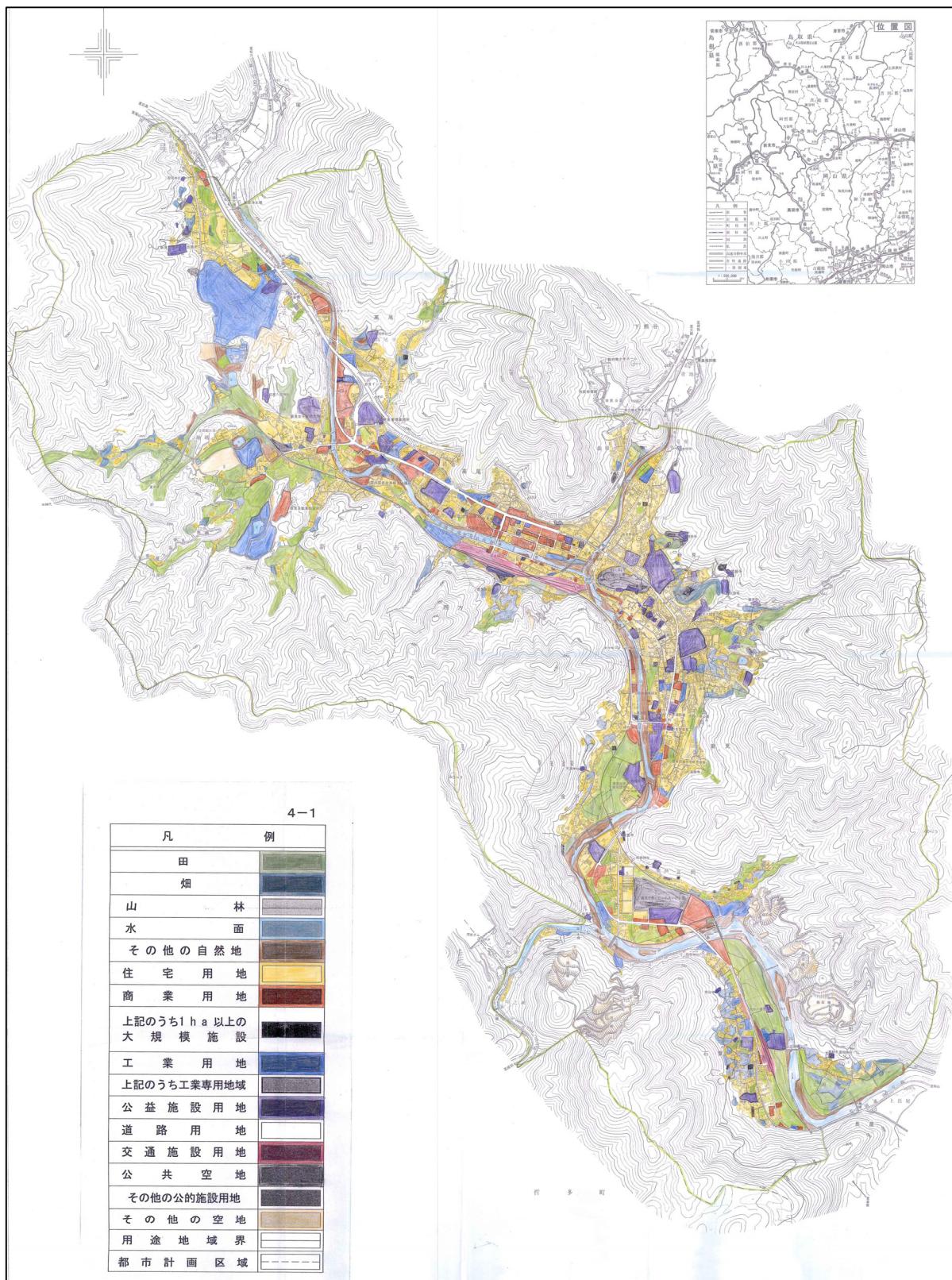


図 土地利用現況図（都市計画区域内）

資料：H20都市計画基礎調査

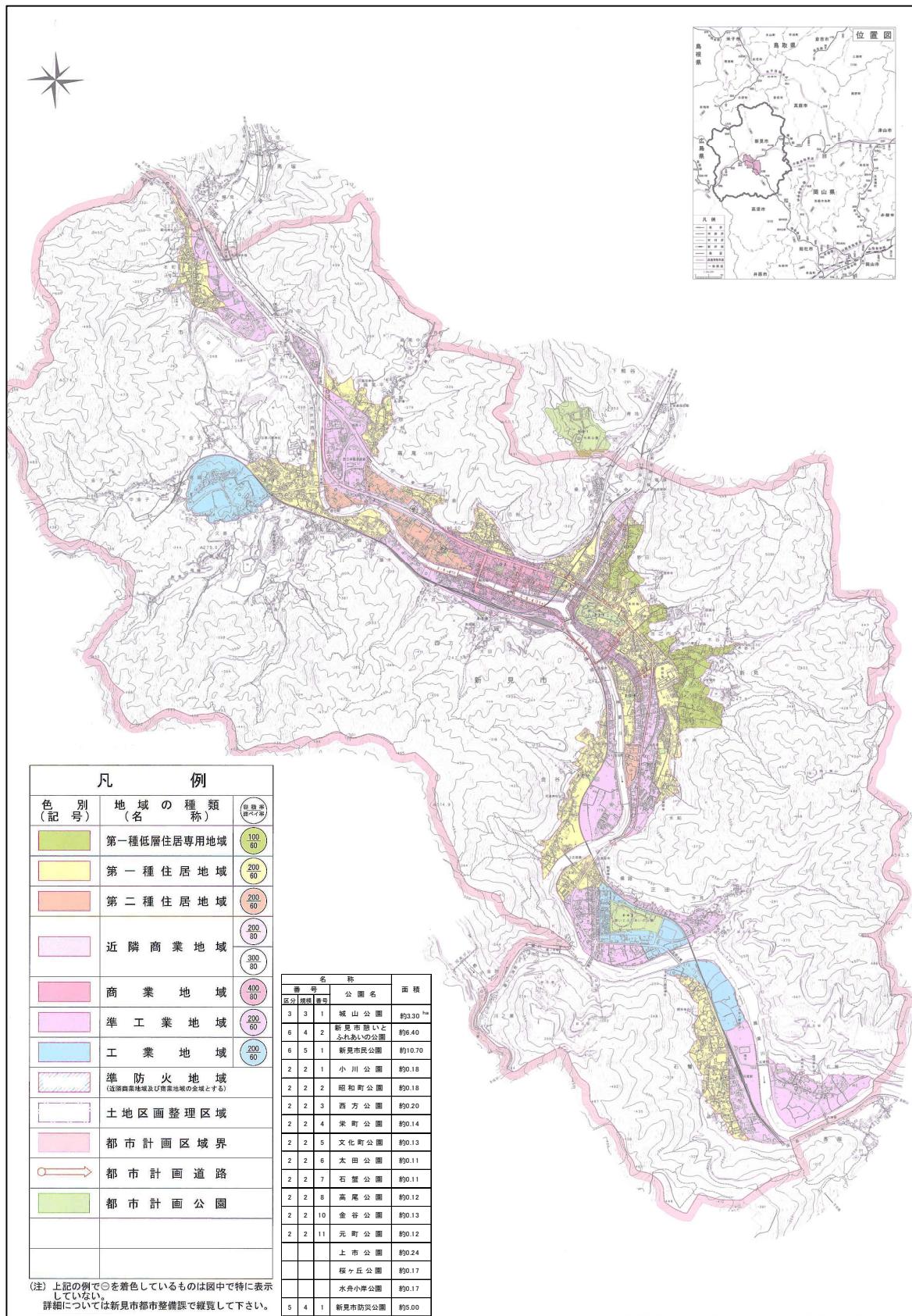


図 用途地域指定状況

資料：新見市都市計画図

③宅地開発状況

過去9年（平成9年～17年）における1,000m²以上の開発状況をみると、用途地域内では工業地（7,807m²）が1件、住宅地（15,000m²、正田住宅団地）が1件、用途地域外では、工業地（226,495m²、上市工業団地）が1件となっています。

④農地転用状況

過去9年（平成9～17年）の農地転用状況をみると、用途地域内が85,201m²（転用率7.8%）、用途地域外が16,651m²（転用率1.9%）となっています。用途地域内外ともに、住宅用地への転用が半数以上を占めますが、用途地域内では大規模商業用地への転用も数件見られます。

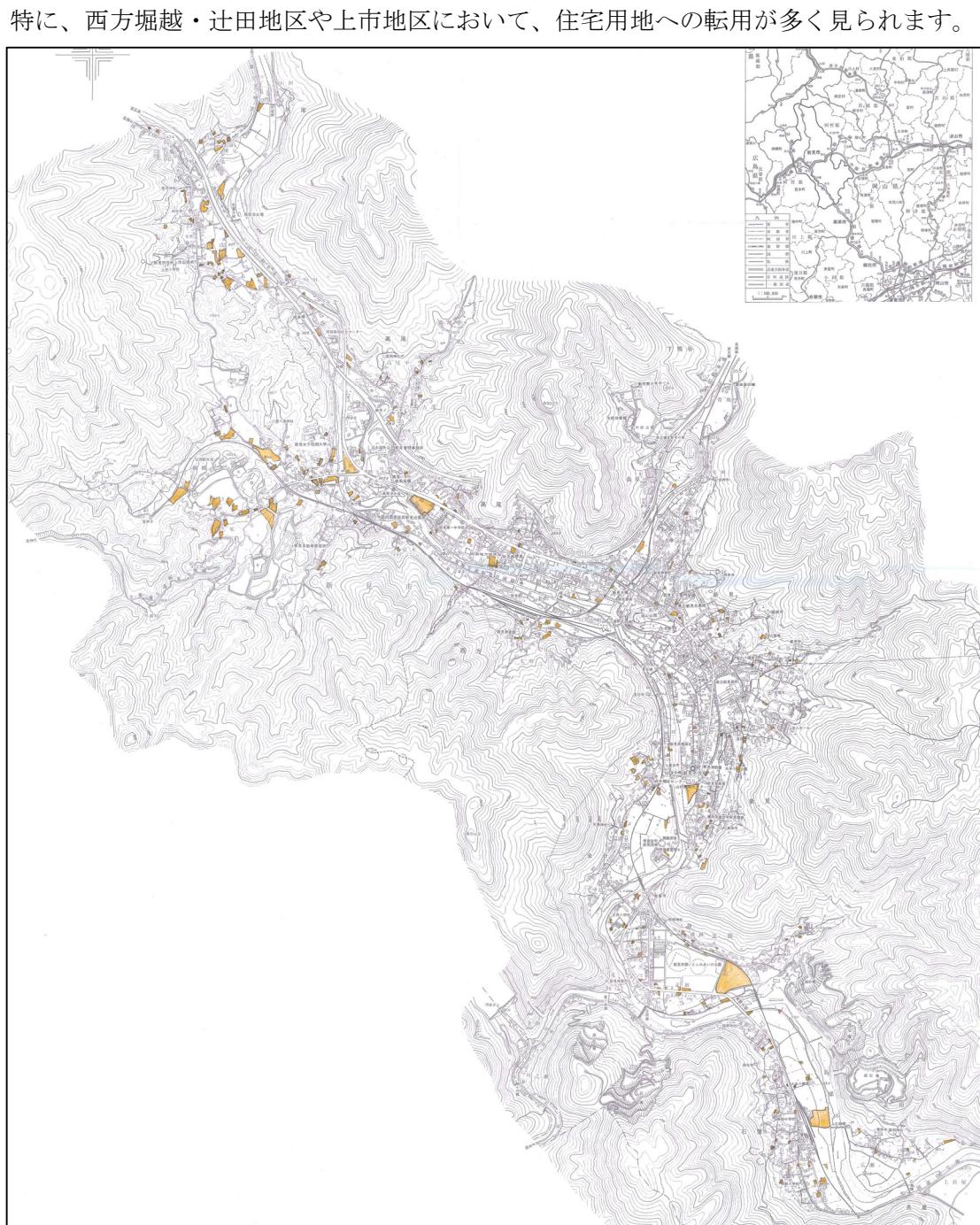


図 農地転用状況図 (都市計画区域内) 資料：H20都市計画基礎調査

(3) 交通

①道路網の整備状況

都市計画道路の整備状況をみると、全9路線のうち、整備済み路線は「(都)柳橋線」の1路線で、国道180号に位置する(都)山手線、新見駅前道路である(都)駅前通では整備率で50%を超えていました。その他の路線では整備率が10%未満または未整備の状態であり、長期未着手路線が多数存在している状況ですが、土地利用の面から新規路線についても検討します。

表 都市計画道路の整備状況

路線名	事業主体	計画延長 (m)	整備延長 (m)	整備率	備考
(都) 山手線	岡山県	5,000m	4,220m	84.4%	国道180号
(都) 西方線	岡山県	400m	0m	0.0%	県道新見日南線
(都) 緑町竜頭線	岡山県	1,580m	21m	1.3%	県道新見日南線 県道新見勝山線
(都) 金谷線	岡山県	400m	0m	0.0%	県道新見日南線
(都) 駅前通	新見市	270m	140m	51.9%	県道新見停車場線
(都) 柳橋線	新見市	230m	230m	100.0%	市道柳橋線
(都) 中央線	新見市	740m	0m	0.0%	市道明治町元町線
(都) 松原線	新見市	340m	0m	0.0%	市道松原線
(都) 木谷線	新見市	130m	0m	0.0%	市道木谷線
合計		9,090m	4,611m	50.7%	

資料：新見市庁内資料

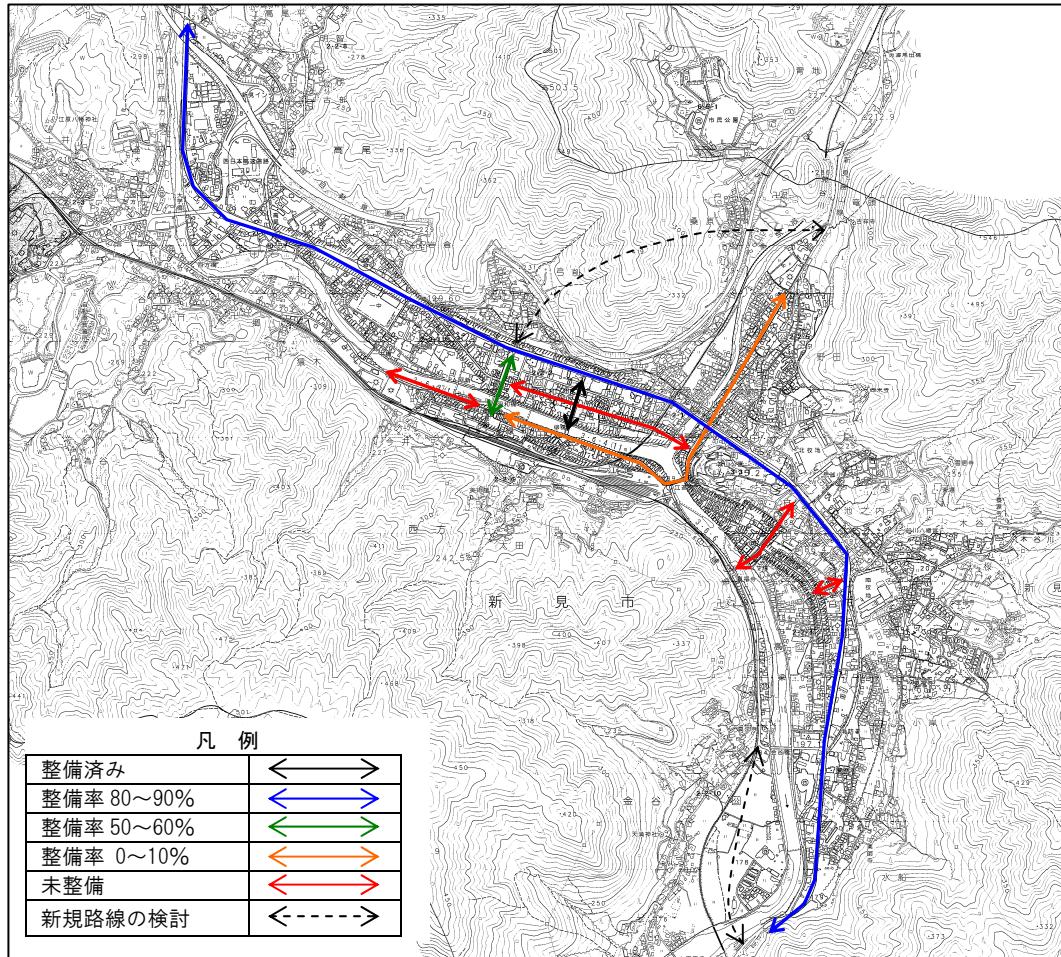


図 都市計画道路の整備状況

資料：新見市庁内資料

②公共交通の現状

新見市内の公共交通は、JRとバスがあり、JRは伯備線・芸備線・姫新線の3路線、バスは「市営バス」と「民間乗合バス」が計35路線で運行されています。また、平成23年からは市街地循環バスが導入されています。

<JR>

都市計画区域内に位置するJR駅は、新見駅と石蟹駅（いずれも伯備線）があります。両駅における近年10カ年の利用者数の推移を見ると、新見駅では毎年減少傾向が続いていましたが、平成21年から22年にかけては大幅な増加が見られます。石蟹駅では、平成10年から11年にかけて大きな減少がありましたが、それ以降は横ばいの状態が続いています。

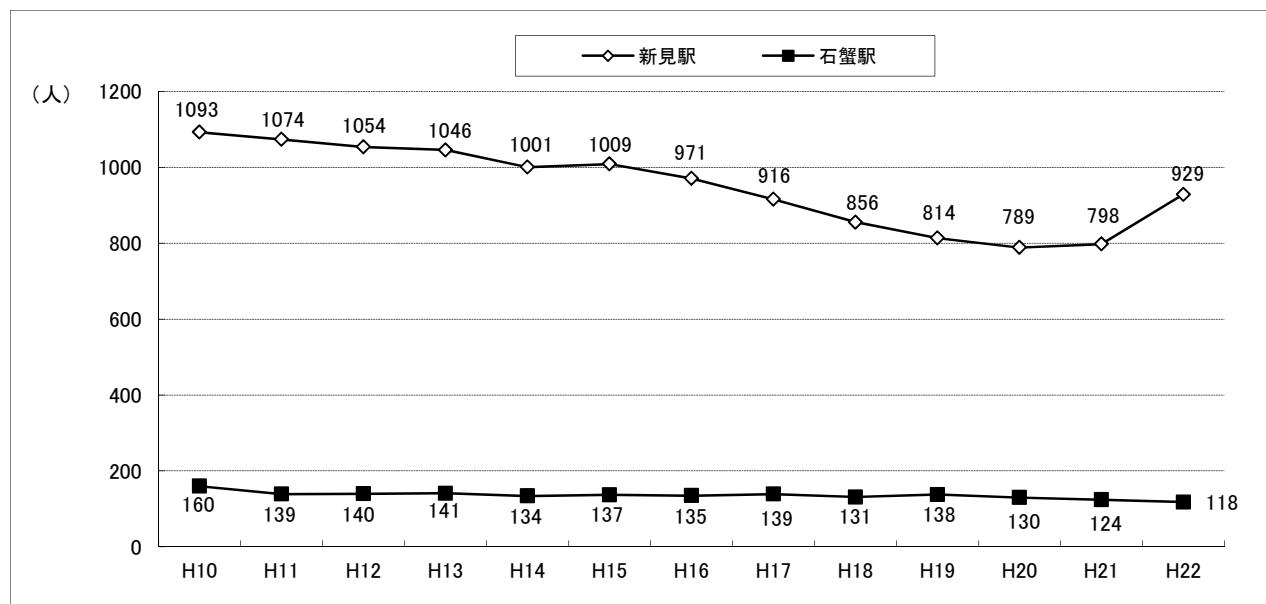


図 JR利用者数の推移

資料：岡山県統計年報

<バス>

都市計画区域内のバス路線は、「市営バス」と「民間乗合バス」が数路線あるものの、いずれも幹線道路（国道・県道）を中心とした運行です。市街地循環バスの導入により、公共交通空白地域は解消しつつありますが、幹線道路から離れた山あいの集落では公共交通空白地域が存在しています。

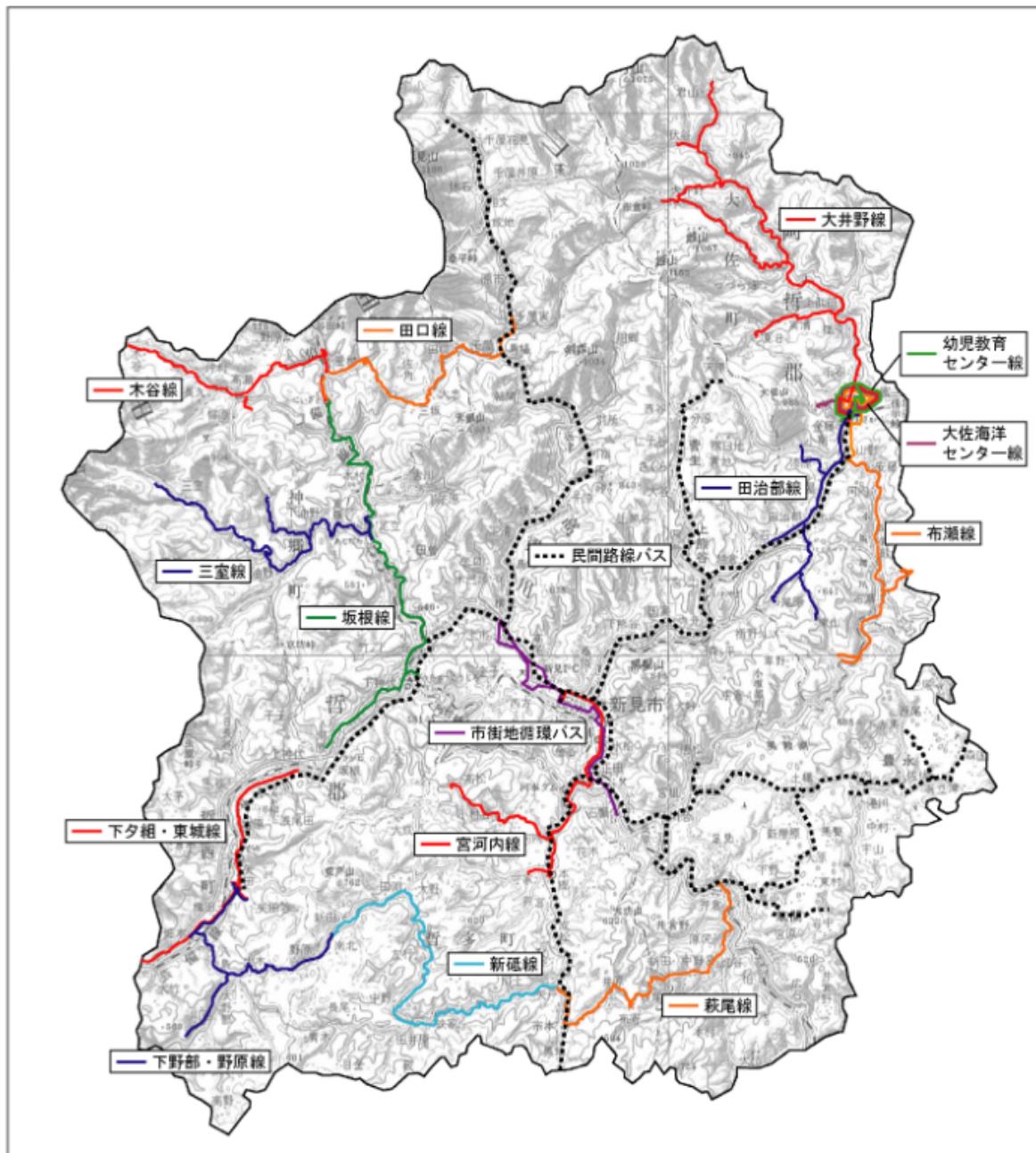


図 新見市バス路線網図

資料：新見市庁内資料

民間乗合バスの利用者数の推移を見ると、平成13年度に急激な落ち込みがあり、その後徐々に回復が見られましたが、近年では再び減少傾向にあります。

平成13年度においては、特に、【新見駅～満奇洞】【新見駅～千屋温泉】【菅生～高尾】間で著しい減少が見られています。

表 民間乗合バスの利用者数（市全体）の推移

単位:人

起点	経由	終点	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
新見駅	成羽	高梁駅	16,860	8,628	12,415	6,870							
坂本	矢戸	新見駅	25,769	30,059	18,112	19,538	28,576	31,657	32,531	27,531	26,099	27,198	29,884
唐松	正田	新見駅	24,958	26,669									
花見	千屋	新見駅	1,462	6,837									
新見駅	唐松	豊永	3,793	6,891									
豊永	井倉	新見駅	28,217	28,601									
土橋	唐松	新見駅	6,957	6,753									
菅生	岩山	新見駅	29,108	24,687									
菅生	大畑	新見駅	8,830	11,756									
満奇洞	湯川	新見駅	10,536	23,657									
新見駅	豊永	満奇洞	10,517	8,202									
千屋温泉	千屋	新見駅	48,329	44,200	28,204	10,496	18,612	14,479	16,590	15,450	19,144	19,045	1,092
坂本	矢戸	高尾			12,936	6,647							
豊永	唐松、井倉	新見駅			19,122	13,711	14,993	14,191	15,707	19,629	10,143	7,983	6,993
新見駅	井倉、唐松	満奇洞		7,345	757	2,804	4,476	3,214	8,131	8,708	12,505	13,014	
満奇洞	湯川、健康	新見駅		22,729	8,064	10,494	13,180	12,685	11,728	13,954	12,206	13,083	
新見駅	健康、岩山	菅生		13,524	711	5,328	5,565	4,561	4,013	4,846	4,064	4,809	
菅生	岩山、健康	高尾		14,415	3,994	7,525	9,321	6,602	6,439	5,880	5,849	5,580	
菅生	健康、大畑	高尾		12,560	2,503	5,369	5,741	10,992	9,490	9,549	10,339	13,566	
千屋温泉	井原	健康センター		22,203	17,990	12,531	17,164	15,531	16,770	17,864	5,403	5,552	
新見駅	湯川	満奇洞		17,225	2,543	6,694	9,246	10,926	7,663	8,284	8,711	7,604	
満奇洞	健康センター	高尾		8,042	5,533	4,708	5,354	4,956	4,990				
千屋温泉	井原	新見駅		4,149	5,752	6,849	4,357	5,475	4,560	11,767	20,354	12,301	
大畑	岩山	新見駅		1,979	3,950	2,820	2,697	2,954	3,739	2,248	2,868	1,707	
天原	大畑	新見駅		5,877	6,445	2,176	11,102	13,961	13,713	12,749	12,182	11,455	
高尾	健康、湯川	高尾			335	1,035	1,275	1,094	1,147	890	1,260	1,061	
新見駅	上市	千原						5,266	6,284	3,071			
新見駅	岩山	天原						5,644	7,978	8,298	7,582	6,713	
ピオーネ交流館	田津	新見駅								11,844	12,617	14,994	
唐松	正田	新見駅								3,716	3,420	4,136	
岩中	井倉	石蟹								6,551	5,760	4,982	
豊永	井倉	新見駅								13,752	13,680	15,380	
新見駅	新郷	哲西									1,215	5,272	
刑部駅	岩山	新見駅									798	3,711	
合計			215,336	226,940	220,837	115,839	130,514	149,805	168,689	169,255	199,357	195,039	182,889

資料：備北バス（株）※注） 統計資料はH20年度が最新

市営バスは、平成17年度から運行開始され、運行エリアが拡大した平成18年度に利用者数が倍増しましたが、その後は減少傾向にあります。

支局別にみると、特に、神郷支局内での減少が著しく、大佐支局内でも減少傾向にあります。一方で、哲西支局内では横ばいの傾向、哲多支局内では微増傾向にあります。

表 市営バスの利用者数（市全体）の推移

単位:人

支局	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
大佐	22,777	19,947	17,207	16,625
神郷		29,716	25,895	23,954
哲多		12,018	10,752	12,823
哲西	17,179	14,264	14,711	13,915
合計	39,956	75,945	68,565	67,317

資料：新見市庁内資料※注） 統計資料はH20年度が最新

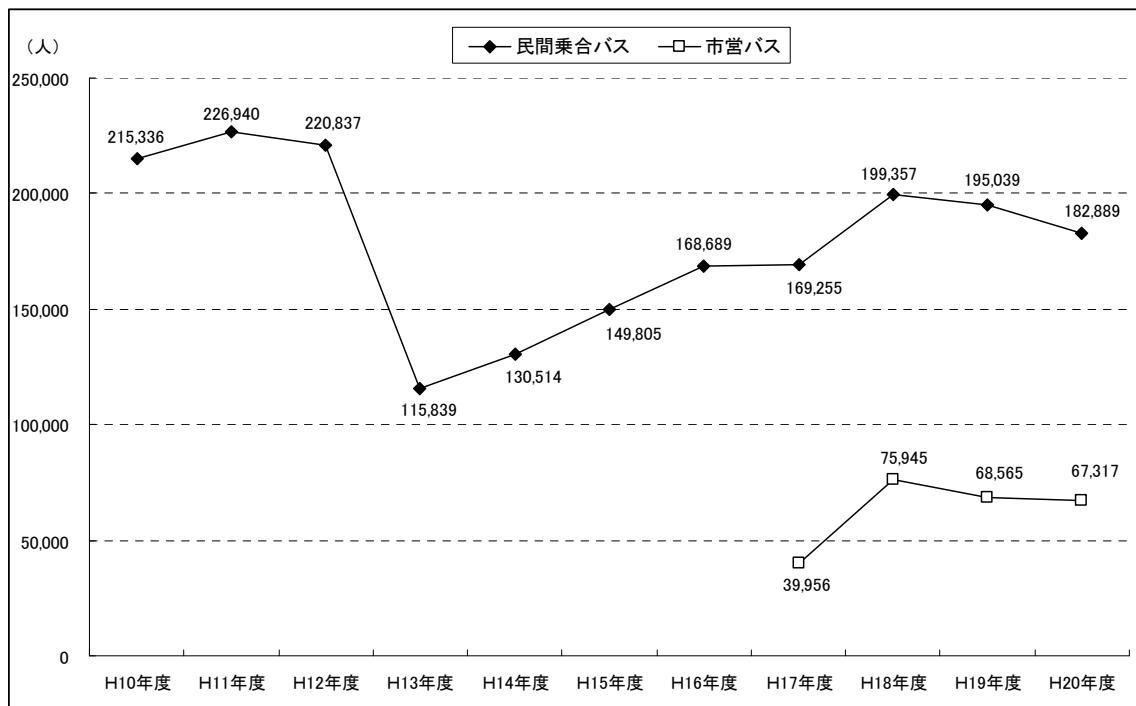


図 バス利用者数（市全体）の推移

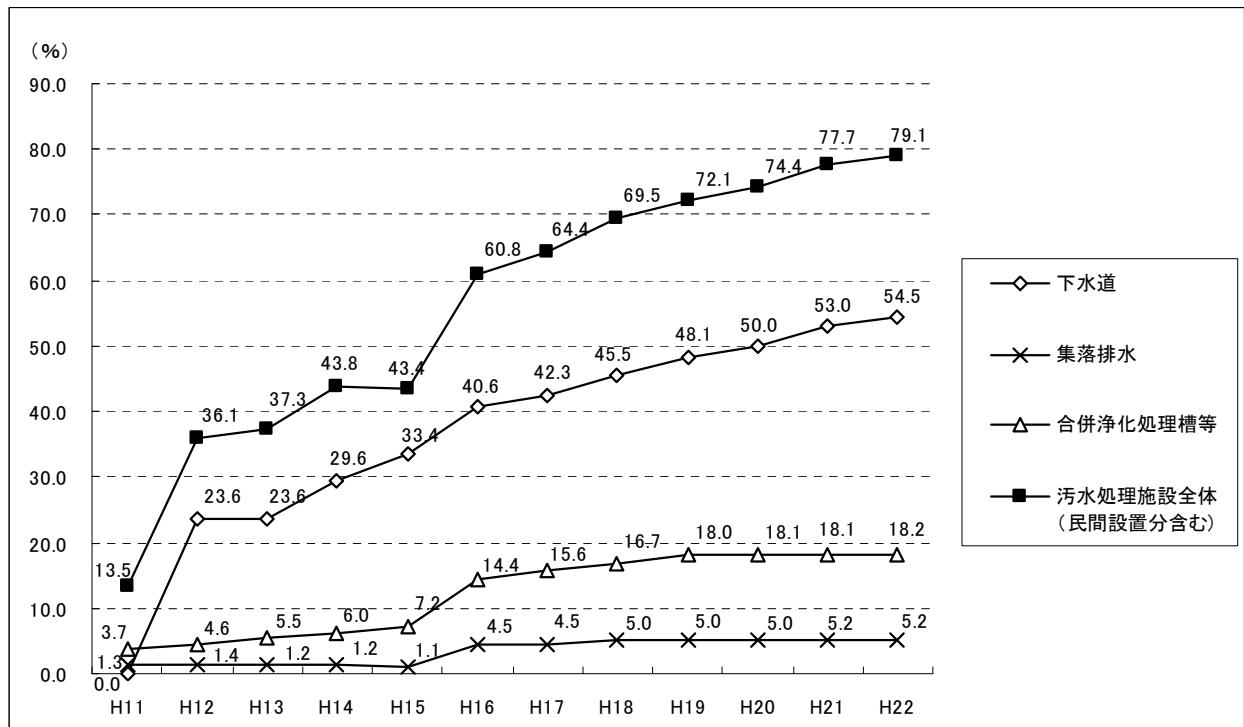
資料：新見市府内資料、備北バス(株)※注 統計資料はH20年度が最新

(4) 都市施設

①汚水処理施設の整備状況

新見市全体における汚水処理施設の整備状況をみると、平成11年度末時点では整備率が13.5%と低迷していましたが、平成12年度以降に急速な整備が進められ、平成22年度末の汚水処理施設整備率は79.1%となっています。

特に、平成12年度以降において、下水道の整備が急速に進められてきており、平成22年度末の下水道整備率は54.5%となっています。



※各年の整備率は年度末（3.31）時点におけるデータ

図 汚水処理施設の整備率の推移（市全体）

資料：岡山県ホームページ

都市計画区域内における公共下水道の整備状況をみると、平成12年度以降、順次整備が進められてきており、平成22年度末時点では、大部分のエリアで供用開始されています。

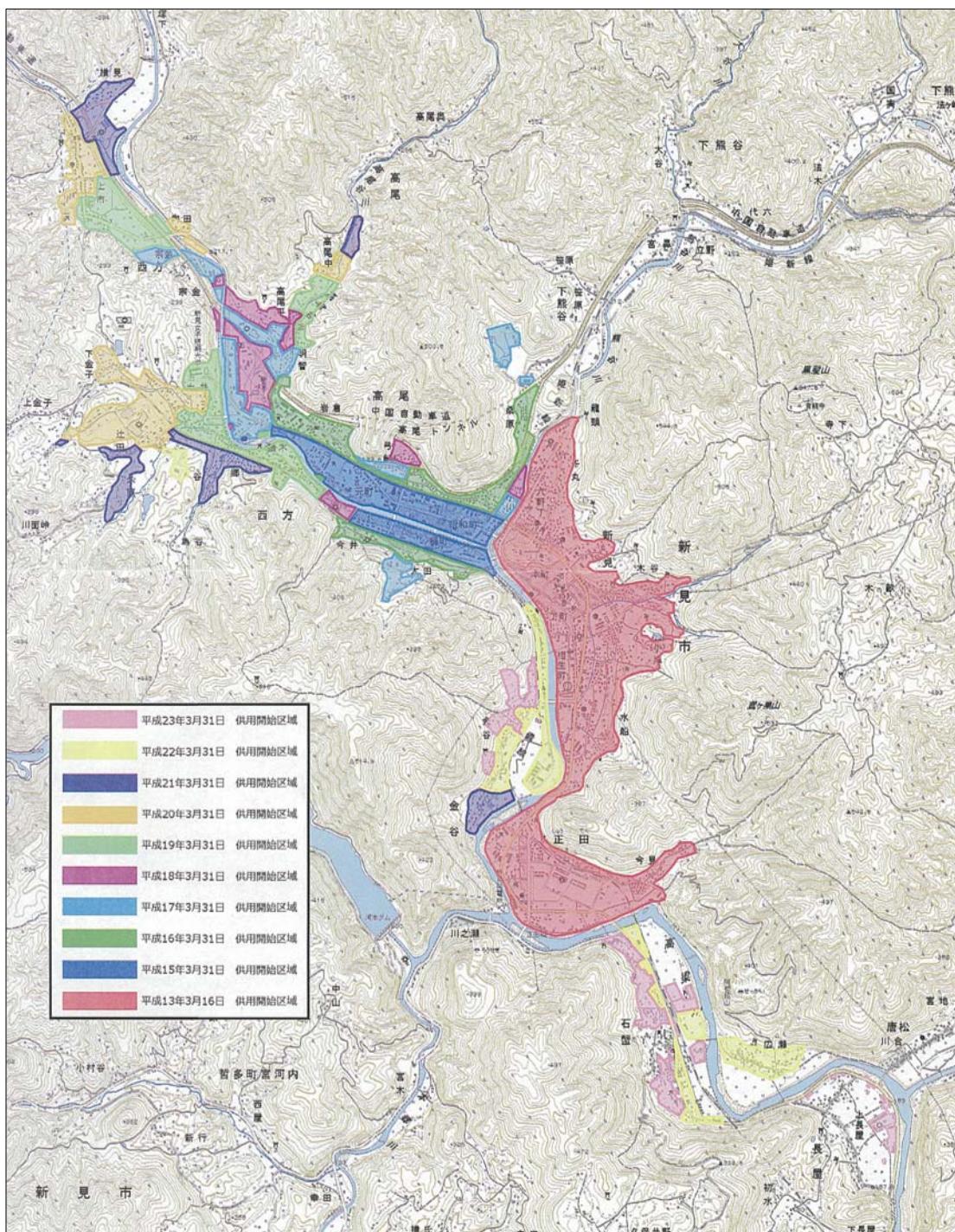


図 公共下水道の整備状況（都市計画区域）

資料：新見市府内資料

②都市公園の整備状況

新見市の都市公園は17箇所あり、近年（2009年）都市計画決定された「新見市防災公園」を除くと、その供用率は9割を超え、高い整備水準となっています。

また、市民1人当たりの公園面積は、都市計画区域内でみると22.03m²/人であり、岡山県内の都市計画区域の平均値10.2m²/人を上回っています。

一方で、供用開始後の経過年数が平均で23.9年と老朽化が進んでいることから、バリアフリー化への改修を順次実施しています。

表 都市公園の整備状況

番号	公園名	公園名 ヨミガナ	公園 種別	当該公園の所在地			開設区域			都市計画決定区域			バリアフリー化状況										
				所在地	区域区分等		供用開始		H22 時点 経過 年数 (年)	都市計画決定(当初)		園路及び広場		駐車場		トイレ							
					都市 計画 区域 内	市街 化 区域 等内	DID 区域 内	年		年	月	都市計画 決定面積 (ha)	施設 の 有無	例外 規定	適合 の 有無	施設 の 有無	例外 規定	適合 の 有無	施設 の 有無	例外 規定	適合 の 有無		
1	新見市民公園	ニイミシンコウエン	運動	下熊谷字津ノ内奥23				1971	10	112,911	39	1968	8	7.20	○		○	○	○	○	○		
2	新見市憩いと ふれあいの公園	ニイミシコウフレアイ/ コウエン	運動	正田字清水前330	○			2003	10	64,295	7	2000	3	6.40	○		○	○	○	○	○		
3	城山公園	ショウヤマコウエン	近隣	新見字城山1077	○	○		1969	4	34,571	41	1966	8	3.30	○	○	○	○	○	○	○		
4	小川公園	オガワコウエン	街区	高尾2473-3	○	○	○	1973	4	1,786	37	1972	7	0.18	○		○	○	○	○	○		
5	昭和町公園	ショウワマチコウエン	街区	高尾2483-7	○	○	○	1975	4	1,771	35	1972	7	0.18	○		○	○	○	○	○		
6	西方公園	ニシガタコウエン	街区	西方字出張2173-1	○	○	○	1977	1	2,379	32	1976	3	0.20	○	○	○	○	○	○	○		
7	栄町公園	サカエマチコウエン	街区	新見字上堀田72-1	○			1979	3	1,366	30	1978	2	0.14	○		○		○	○	○		
8	文化町公園	ブンカマチコウエン	街区	新見字畦高2129	○	○	○	1981	4	1,391	29	1979	10	0.13	○		○	○	○	○	○		
9	太田公園	オオダコウエン	街区	西方字割田405-1	○			1982	6	1,060	28	1981	10	0.12	○		○		○	○	○		
10	石蟹公園	イシガニコウエン	街区	石蟹字太郎八666-4	○			1983	10	1,052	27	1983	1	0.11	○		○	○	○	○	○		
11	高尾公園	タカオコウエン	街区	高尾字加市田941-1	○			1986	1	1,169	23	1984	12	0.12	○		○	○	○	○	○		
12	金谷公園	カナヤコウエン	街区	金谷字大窪932-1	○			1991	3	1,308	18	1989	5	0.13	○		○	○	○	○	○		
13	元町公園	モトマチコウエン	街区	高尾字新田2410-1	○	○	○	1995	5	1,161	15	1994	4	0.12	○		○		○	○	○		
14	上市公園	ミナミコウエン	街区	上市440	○			1987	12	2,736	23	都市計画決定なし			○		○	○	○	○	○		
15	桜ヶ丘公園	サクラガオカコウエン	街区	新見1664	○	○	○	1997	2	1,552	12	都市計画決定なし			○		○	○	○	○	○		
16	水舟小岸公園	ミズヌオガシコウエン	街区	新見358-1	○	○	○	1998	2	1,684	11	都市計画決定なし			○		○	○	○	○	○		
17	新見市防災公園	ニイミホウサイコウエン	総合	石蟹157	○			2011	3	54,253	0	2009	12	5.0	○		○	○	○	○	○		
計					16		9	合計—		286,443	23.9	—平均—		23.33	17	2	15	14		17	17	1	16
1人当たりの公園面積		全市人口(H22国勢調査)			33,870人			8.5m ² /人															
		都市計画区域内人口(〃)			13,194人			22.03m ² /人															

資料：新見市庁内資料

2-4 街路交通・まちづくり課題の整理

これまでに実施してきたアンケート調査の結果、上位・関連計画等の内容、現状の特性などを総合的に踏まえ、街路交通・まちづくりの課題について以下に整理します。

分類		課題または方向性			
		アンケート調査	上位・関連計画	現状の都市構造と特性の把握	総括
市域全般	人口	少子高齢化への対応	人口減少や少子高齢化への対応 転出人口の抑制	人口減少や少子高齢化への対応 転出人口の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 新見市的人口は平成2年以降、減少を続けており、また少子高齢化も進展している。自然減少のみならず、人口転出による減少も見られることから新たな雇用創出等による魅力向上を図るとともに、子供や高齢者が暮らしやすいまちづくりが求められている。 都市計画区域内（用途地域内）には、依然として低・未利用地が多く残っており、人口減少が進む現状を踏まえると、都市計画区域（市街地）を拡げるのではなく、現状の区域内で、都市機能がコンパクトに集約したまちづくりを進めていく必要がある。
	都市化	都市計画区域のエリア（範囲）の方向性検討（区域拡大と現在のまま抑制で意見が二分）	用途地域内における低・未利用地の有効活用		
都市計画区域内	用途地域			用途指定状況と現況土地利用の乖離状況の解消	<ul style="list-style-type: none"> 現在の用途地域指定状況を見ると、一部エリアでは現況の土地利用との乖離がみられる事から、これらのエリアでは適切な用途地域への変更を検討し、秩序ある土地利用を展開していく必要がある。また、用途地域外の一部では、工場や宅地の開発が既に進行しているエリアが見られることから、これらのエリアでは今後の土地利用方針を踏まえ、新たな用途地域の指定を検討していく必要がある。
	土地利用・市街地整備	積極的な開発ではなく、都市の成熟化（神的豊かさや生活の質向上）に向けた取り組み 商業地形成のあり方検討 市街地内の農地・緑地の保全 土地利用規制の方向性検討 交通需要を踏まえた市街地内の道路整備の推進 新見IC周辺では特色ある自由なまちづくり 日常の買物利便性の向上	周辺都市との連携強化 中心市街地の活性化 土地利用の適正な規制・誘導	用途地域外における農地転用の適正な誘導	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用全般的な方向性としては、積極的な開発ではなく、豊かな自然環境を極力保全しながら、都市の成熟化に向けた取り組みが求められている。 用途地域外では、農地転用が多く見られることから、今後は計画的な土地利用を推進することで、無秩序な開発を抑制する必要がある。また、人口減少社会が進む中で、比較的低密度な市街地が拡がっている現状を踏まえると、既成市街地をベースとしつつ、日常生活の利便性向上を重視した必要な都市機能の充実や、地域の新たな活力を生み出す土地利用を展開することが必要である。 一方で、新見IC周辺では、高速交通の優位性を活かした自由なまちづくりが求められている。
	産業	農林業の生産基盤の整備、後継者育成 工業振興や企業誘致の促進 商店街の振興（商店街活性化） 雇用環境の充実	農林畜産業の生産・販売拡大と農村の活性化 農林畜産業生産基盤の整備・充実 農林畜産業の担い手確保や新たな雇用機会の創出 高度情報化社会や物流時代に対応した工業活動基盤の充実 地域経済の発展、雇用機会の拡大を図るための企業誘致の推進 既存商店・商店街の利便性向上と賑わい・個性の形成	第1次・第2次産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> 市の基盤産業である農林業は、後継者不足などにより 退が著しい状況であるが、今後も基幹産業として、生産基盤の整備や後継者育成などによる振興を図っていく必要がある。 第2次産業は全産業の中で最も 退が著しい状況にあるが、アンケート結果等からも工業振興や企業誘致の促進が求められており、高速交通の優位性を活かした産業振興を図っていく必要がある。 商業については、商店街の活性化など地域に密着した商業機能の充実が求められている一方、自家用車への依存度が高く、大型店の立地誘導を望む もあることから、両者のバランスを考えた商業地形成を進めていく必要がある。
	交通	自家用車と公共交通のバランスを考えた交通政策の推進 地域内の集落間道路の整備充実 鉄道やバスなどの利便性向上（公共交通機関の充実） 新たな公共交通体系の検討 歩道やバリアフリー環境の整備（歩行者・自転車空間の整備）	他都市とのネットワーク強化、市内移動の円滑化等を図るための高速道路の有効活用 走行性や交通安全対策、防災対策に配慮した国道、県道の充実 救急活動や交通安全に配慮した市道の充実 歩道幅員の確保や段差解消に配慮した歩行者空間の充実 路線バスの利便性向上 公共交通機関の利用促進	流入・流出人口が多い高梁市等との連携強化 都市計画道路の早期見直し 公共交通の利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> 新見市ではJRやバスなどの公共交通の利便性が低く、住民アンケートにおいても、「公共交通の整備・充実」は今後必要な基盤整備として挙げられている。子供や高齢者など車を持たない人にとっては、長距離移動の唯一の手段であり、また地域内外の交流促進の観点からも早期の整備・充実が必要である。新たな公共交通体系の検討も含めて、利便性向上の施策が求められている。 道路整備については、日常生活の安全性や快適性、利便性を高めるための地域内道路の整備が求められており、都市計画道路の見直しも含めて、早期に充実を図る必要がある。また、幹線道路の整備は比較的充実しているが、今後も地域内外の連携を強化に向けて、引き続き充実を図っていく必要がある。また、近年における景観政策への社会的ニーズの高まりを踏まえ、道路整備・改良にあたっては、電線類の地中化等により、景観面への配慮を行うことも今後は重要である。 その他、特に高齢者や子供のための、歩行環境やバリアフリーの充実が必要となっている。
	その他 都市施設	都市公園における防災機能の充実	上下水道の整備促進 自然災害や河川環境、親水性に配慮した河川整備 利用者の価値観の多様化に配慮した公園・緑地の充実 ごみ処理・し尿処理施設の充実	公共下水道の継続的な整備促進 都市公園の老朽化やバリアフリー化への対策	<ul style="list-style-type: none"> 下水道整備は、平成12年以降に急速な整備が進められており、平成22年度末の汚水処理施設整備率は79.1%と高く、アンケートによる住民の現状評価も高い。今後も、計画的な整備を引き続き推進していく必要がある。 都市公園は供用率が高く、都市計画区域内における市民1人当たりの公園面積も22.03m²/人と充実している一方で、今後は老朽化やバリアフリー化に対応した維持・更新が求められている。 その他の都市施設についても、特に防災の観点から、施設整備・機能充実を図っていく必要がある。

分類	課題または方向性			
	アンケート調査	上位・関連計画	現状の都市構造と特性の把握	総括
都市計画区域内	住宅	若年層の定住対策 若者や高齢者などの定住施策と整合の取れた住宅・宅地の安定供給の推進 人口減少に対応した定住の促進 持ち家の質の維持・向上 借家の居住水準の向上 住宅の安全性、快適性の向上 高齢化に対応した住まいづくり 子育て世代の居住の支援 住民ニーズを踏まえた良好な住環境の形成 老朽化した市営住宅の改善 市営住宅設備の改善 市営住宅の管理の効率化 住宅及び特定建築物の耐震化	若者や高齢者などの定住施策と整合の取れた住宅・宅地の安定供給の推進 人口減少に対応した定住の促進 持ち家の質の維持・向上 借家の居住水準の向上 住宅の安全性、快適性の向上 高齢化に対応した住まいづくり 子育て世代の居住の支援 住民ニーズを踏まえた良好な住環境の形成 老朽化した市営住宅の改善 市営住宅設備の改善 市営住宅の管理の効率化 住宅及び特定建築物の耐震化	・住民アンケート結果では、約7割の人が新見市を住みよいまちと感じており、また約8割の市民が住み続けたいと答えている。一方で、新見市の転出人口は転入人口を上回っており、特に若年層の定住意向が低く、他に移り住みたい理由としては「交通利便性の悪さ」が一に挙げられている。今後は交通政策との連携を図りながら、新見市の地域特性を活かした魅力ある住まいづくりを進め、特に若者の転出人口の抑制を図っていくことが必要である。また、高齢化が進展していることから、今後は高齢者の生活を支える住まいづくりが望まれる。 ・新見市における耐震化の状況をみると、住宅の耐震化率は約55%にとどまっている。また、特定建築物についても、救急活動拠点の耐震化率は高いものの、その他の建築物については、約5~6割程度にとどまっている。今後は民間建築物も含めて、耐震改修を促進していく必要がある。
	自然環境・景観	自然環境の保全 歴史的な景観の保全・整備 市街地や商店街の景観整備 路上駐車やモラル・マナーの改善	山林や農地などの自然環境の保全と利活用 まち並み景観の保全と個性あるまち並みづくり	・アンケートの結果からみても、自然環境や景観の保全に対する住民意識は高い。水と緑の豊かな自然資源・景観は、新見市の大切な資源であることから、後世に継承していくために今後も保全を図っていく必要がある。 ・また、既成市街地や歴史的な街並みが残る地区などでは、電線類の地中化等を推進していくことにより、良好な景観形成を図っていくことが重要である。
	観光	「洞などの自然」や「ピオーネなどの農林水産物・加工品」を活かしたまちづくり	観光・交流拠点の充実 新たな観光資源のり起こし 観光情報の発信強化	・新見市には、「洞をはじめとした豊富な観光資源に恵まれているが、近年では宿泊観光客数が減少している。観光は、地域の雇用や活性化に与える影響も大きいことから、今後は観光施設の整備・充実を進めるとともに、商業との連携や情報発信などのソフト施策を強化し、交流人口の拡大を図っていくことが望まれる。
	歴史・文化		地域文化、文化財の保全 新たな文化財などのり起こし	・地域の個性ある文化や文化財の保全とともに、地域の活性化を生み出す新たな文化財などのり起しが求められている。
	防災・防犯	災害における「食糧備蓄やトイレの確保」「高齢者や障害者に対する対応の充実」 防犯、交通安全などの取り組み強化	災害危険箇所などの改善 消防・防災体制の整備 救急体制の充実 犯罪や交通事故などを防ぐ施設の整備	・住民アンケート結果によれば、住民の約4割が災害時の不安を感じており、特に「食糧備蓄やトイレの確保」「高齢者や障害者に対する対応」を不安要素に挙げている。新見市ではこれまでにも防災対策を進めてきたが、今後はさらなる防災対策や関連施設の充実、情報伝達体系の整備を図るなど、ソフト・ハード両面から今以上に安全・安心なまちづくりを進めていく必要がある。また、国や県との施策連携を進めながら、消防・防災・救急体制の強化を図っていく必要がある。
	医療・福祉	病院や診療所などの医療施設の充実 高齢者や障害者などの福祉施設の整備や福祉サービスの充実 保健サービスの充実	健康づくり施策の充実 保健センター機能及び人材の充実 一次・二次医療体制の充実 地域支援事業による介護予防事業の推進 高齢者の多様な生きがいづくりの充実 地域密着型の福祉施設の充実 障害者福祉の充実	・新見市では少子高齢化が進展し、住民アンケート結果からも医療・福祉の対策を重視していることがえ、医療・福祉ニーズは増加かつ多様化している。今後は、医療・福祉施設の整備・充実やサービス体制の充実を進めるとともに、行政や民間事業者、地域住民が役割分担を図りながら、ともに支えあう市民参加による福祉のまちづくりが求められている。 ・特に、都市整備との関わりからみると、緊急輸送路の整備やドクターヘリの基盤整備などを進め、医療・福祉政策を支援していく必要がある。
	子育て・教育	子育て支援や教育施設の充実	子育て支援施策の充実 母子保健、母子福祉の充実 教育施設の適正配置と特色ある学校づくり 生・学・スポーツ施設などの充実	・アンケート結果から、子育て世代の30歳代では、他地域に移り住みたい理由として「子育て支援や教育施設が充実していない」を挙げる人が多い。このことから、今後は子供を生み育てやすい環境づくりを進め、若者世代の定住化を図っていくことが重要であり、子育ての支援と教育環境の充実が求められている。 ・特に、都市整備との関わりからみると、子供の遊び場や学環境の場として、都市公園の充実が求められており、老朽化した公園遊具の維持更新（安全性向上）やバリアフリー化の推進などを図っていく必要がある。
	住民参加のまちづくり	まちづくり活動機会の提供 (特に環境美化活動やボランティア活動)	市民の意見を反映した個性豊かな地域づくりの推進	・近年では住民の価値観や生活様式が多様化、個性化し、行政に対するニーズも多様化、高度化しつつある。このような中で、それぞれの地域で市民自らが考え行動する住民自治の基盤づくりや、行政・市民・民間・NPOなどがそれぞれの長所を活かしたまちづくりを推進する仕組みづくりや支援体制の強化が求められている。 ・特に、都市整備との関わりからみると、住民に身近な公園等の管理において、住民参加のまちづくりを進めていくことなどが今後重要となってくる。